

水づくりをテーマにした 市民参加の社会実験について

新たな合意形成手法・ コンセンサス会議の可能性を探る

水道局経営企画担当 主査

川添文夫

今日、様々な公共サービスの場面で、市民参加の必要性が認識され、実際に取り組みが行われている。水道事業も例外ではなく、事業運営における市民参加を進める必要性を認識し、取り組みを進めたいと考えている。そこで、水道局ではその第一歩として、大学との連携により、市民参加のあり方を実験的に検証していくために、地域社会における参加と協働をテーマとして研究をしている法政大学人間環境学部小島ゼミナールの協力を得て社会実験を行った。

今回は、平成一五年度に実施した法政大学と川崎市水道局とのコンセンサス会議をモデルとした共同社会実験の事例を通して、水道事業などの専門技術分野における市民参加の可能性を検証する。

はじめに

川崎市の水需要は、戦後の経済復興による人口の増加に伴って急速に増加した。この需要の急増に対応するために水道施設を急ピッチで整備してきた。しかし、昭和四八年のオイルショック以降は、水需要の増

加も止まり、ほぼ横ばい状態になっている。さらに、水源地の富栄養化による水質悪化、有害化学物質の問題、病原性微生物なども課題となっている。

このように、需要の増加に合わせて水道施設を建設してきた拡張の時代から維持管理の時代に入った時に、大規模な水道施設を抱えたままで維持管理を続けていると、財政に破綻をきたしてしまう。今までどおりの費用の使い方が出来ないように、新たな水質問題が出てくると、良好な水質を確保するための新たな設備投資も必要になってくる。オゾン処理や活性炭処理などの高度浄水処理がその例としてあげられる。そうなると、現状の施設規模をどのように縮小して、新たな水質問題に対処するためにどのような施設が必要なのかを判断しなければならぬ。つまり、現在の水道事業は、非常に難しい選択を迫られているのである。極端な言い方をすれば、拡張時代には量の確保が至上命題で、ある程度の質の水をつくっていれば問題はなかった。しかし、維持管理時代に入ってから水の質が問題にされ始めてくると、質の向上のためには費

用の負担を考えなければならず、水の安全、健康問題だけではなく料金問題まで関係してくることから、市民の関心がより高くなり、様々な意見が出てくることになる。

水の質に関しては、極めて専門的な分野とされているので、今までは専門家に任せとおけばいいだろうという風潮があった。しかし、最近のように様々な原因の水質汚染が発生してくると、水の質をどこまで求めるかによって水処理に必要な設備の規模が大きく変わってしまう状況のなかで、費用をどこまでかけていくのか、別の言い方をすれば、「欲しい水」に対してはこれくらい負担してもいいという線を専門家だけでは決められないのではないかと疑問が起きてくる。実際に水を使う人がどう考えるのか、それがどう水づくりに反映されるのかは、市民参加を通じて理解しなければならぬだろう。

水道事業における市民参加を進めるにあたって、法政大学との共同社会実験ではテクノロジー・アクセスメントのひとつであるコンセンサス会議の手法を用いた。水道事業のような専門的分野の多い事業運営にお

いても、市民参加の方法を工夫しなければいけないのではないかと。「水づくりに関して語る資格は誰にあるのか」という問いに対して、市民にもあると考えられないのか、もしそうだとしたら、それはどのようにして可能なかということを考える必要性が高まってきたからである。

コンセンサス会議とは

科学技術の進歩はめざましく、市民の生活にも大きな影響を与えている。しかしながら、このような技術について、一般の市民が自ら考え、検討するための場は社会的にはほとんど用意されていない。このような科学技術に対するテクノロジー・アクセスメントのひとつの方式として、コンセンサス会議は一九八六年にデンマークの民主主義を母に、アメリカのコンセンサス・デイヴェロップメント・コンファレンス（新しい医療技術について、その技術の専門家から説明を聞いた上で、治療にあたる医師たちがコンセンサスを生み出すというアメリカで生まれた仕組み）方式を父に生まれた。デンマークの発明の注目すべき点は、評価し、コンセンサス（合意）を生み出す人々を専門家ではなく、一般市民にしたところにある。もちろん、多様な意見を持った専門家の説明を十分聞いた上で合意を生み出す努力をすることになっている。

コンセンサス会議の概要は、まず、会議のテーマが選ばれると、会議全体のプロセスを計画し責任を持つ運営委員会が構成される。この委員会は、扱うテーマについての専門家を探し、専門家パネルを構成する。この会議の中心になるのは、公募によって



模擬コンセンサス会議報告会

選ばれた市民パネル（二四〜一六名）であり、市民パネルはそのテーマについて学び、どのような問題を議論するかを決める。市

民パネルの決定に従って、このテーマに関係するさまざまな専門家が説明し、市民パネルと専門家パネルの間で質疑応答が行わ

れる。これを受けて、市民パネルは討論を重ね、合意にいたるよう努力する。デンマーク式コンセンサス会議では、これらを三日間の集中討議で終え、その結果を最終文書としてまとめ、広く公表する。なお、会議は市民パネルの討論以外は公開で行われる。デンマークでは、この結果はマスメディアを通じて広く報道されている。

共同プロジェクトによる社会実験

今回の実験では、図1（次頁）に示すように、標準型（デンマーク型）のコンセンサス会議とは若干異なつた運営方法をとつた。それは、時間的な制約と、大学との共同プロジェクトであるので、会議の進行をゼミの進行に合わせたことによるものである。

具体的な会議の進行方法は、仮想の「川崎水づくり市民委員会」の中でコンセンサス会議を運営していく形をとつた。また、テーマとしては、水道政策としての「水づくり」について高度浄水処理システムを導入するのか、あるいは現状の浄水処理システムでいくのかという科学技術の問題と結びつけて、水道料金を上げるのか下げるのかという料金のあり方も含めて設定した。実験の方法を記すと次のとおりとなる。

☆仮想「川崎水づくり市民委員会」

ゼミナールの学生を川崎市民とみなし、

「川崎水づくり市民委員会」において、川

崎市水道局が現在または今後直面する仮想的な政策課題について、コンセンサス会議の手法を応用しながら検討を行い、そこから市民参加を実際に進めていくための諸課題を確認し、成果として最終文書の集約を行う。

☆検証事項

1 テクノロジー・アクセスメントや戦略的環境アセスメントなどで活用が期待されているコンセンサス会議の運営手法

- ・市民が参加する会議体の構成及び水道事業における位置づけ
- ・審議の形式及び手続き
- ・審議経過の公表及び結果の反映方法
- ・市民に対する情報提供の方法
- ・職員の説明能力、市民とのコミュニケーションのありかた
- ・争点の構成、問題構造の整理のありかた

- ・市民的常識をふまえた合理的議論の可能性

- 2 市民委員会に参加しない不特定多数の市民に対する広報広聴の手法
- 3 協働実践の可能性
- 4 その他

☆検証期間

平成二五年九月中旬より二月上旬まで、毎週木曜日二〇時〜二一時三〇分の時間帯で、法政大学において実施した。

☆役割分担

1 市民パネル

公募市民…法政大学学部生、大学院生
ファシリテータ…法政大学学部生、大学院生

2 専門家パネル

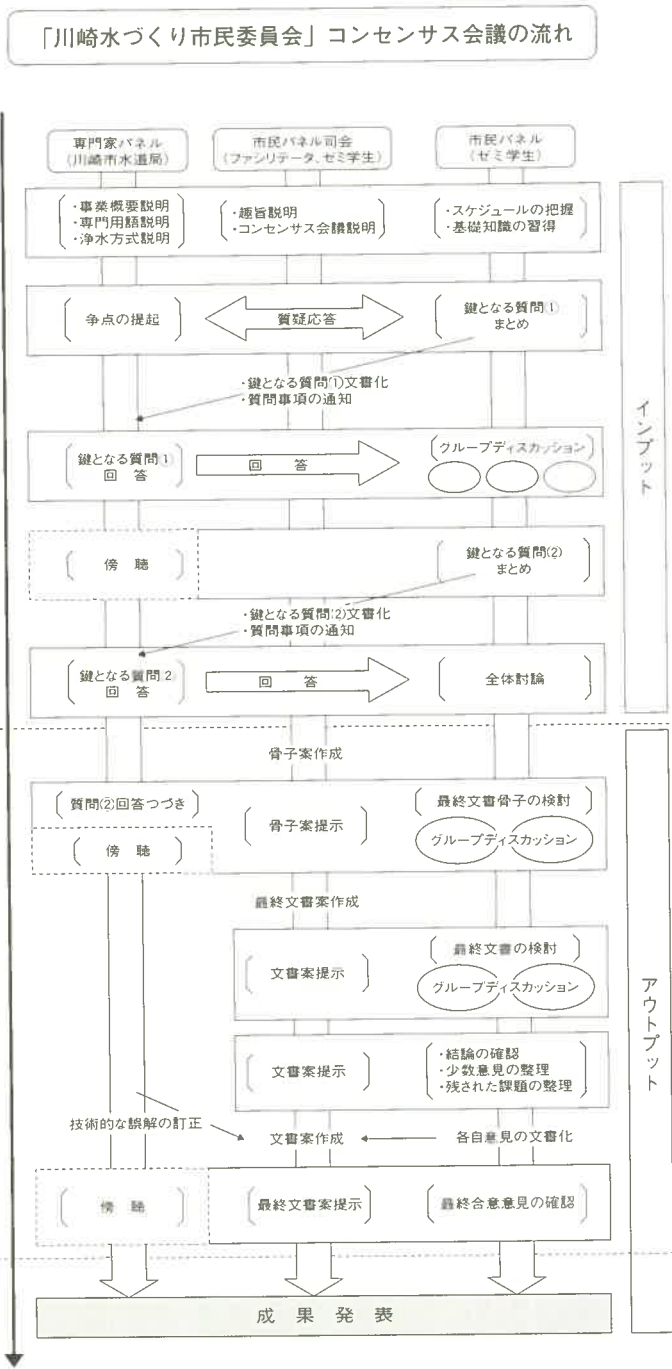


図1

という選択の岐路が、まさしく「いま」ではないだろうか。

水道事業者という専門家が、「水づくり」について市民に対して説明し応答する責任を負っているという極めて当然の認識からスタートしないと、これからの事業運営はうまく機能しないだろう。ただし、多くの市民が「水づくり」に積極的に関心を示し、関与することは難しい。また、情報だけを提供して市民の関心を高めるのは難しい。今回のコンセンサス会議のように、水道事業の政策形成過程に市民の意見を反映できる機会を継続的に設定する必要があるだろう。事実、今回の会議を進めるなかで、市民パネルの熱心な議論は、水道事業の意思決定に自分たちの意見が反映できるとの潜在的な期待に裏打ちされたものであるという意見を聞いた。さらに、市民が熟考する「場」を設定する事により、市民と市民、市民とNPO、市民・NPOと行政のネットワークが構築されるだろう。

今後の水道事業にはさらに大きな課題が待ちかまえている。「水づくり」は、循環型社会の形成過程にある現在において、水循環全体を視野に入れて取り組みむべきであり、水源地の水質保全、中水道、雨水の利用等の様々な問題の解決は水道事業単独で行えるものではない。行政組織の中でも部局間を越えた連携による問題解決ができるネットワーク構築が必要になってくるだろう。そして、このような視点を導き出すことが、今回のような「水づくり」への市民参加の意義といえるであろう。

注 川崎市水道局職員を中心として、コンサルタント役、ファンリテータ役にも協力してもらい、共同で事務局を担った。

おわりに

コンセンサス会議の特徴は、市民が専門家の意見を参考にしながら、相互の対話を

高度成長期には、大規模な工事によって効率的な施設整備が行われ、市民の水が確

保されてきた。水源地水質悪化に対しては各種の水処理方法が開発され、市民の健康が守られてきた。しかし、「水づくり」システムの急速な拡大からゆっくりとした充実へと、時代が変化してきた時に、過去と同じ方法で問題解決ができるのだろうかという疑問に思うのは、市民だけではなく水道事業体職員も同じである。

- 3 コンサルタント
法政大学人間環境学部助教授 小島 聡
- 4 運営事務局(注)
川崎市水道局職員

☆成果発表

平成一六年三月一九日(金)に、いさご会館において、模擬コンセンサス会議形式による報告会を開催した。

通して科学技術に関するテーマの評価と提案のための報告書を作成し、より広範な議論へとつなげていくことにある。専門家中心の議論に対して、実際に恩恵とリスクを生活の中で受ける市民の視点を大切にしていくという特徴がある。

私たちは、水道事業を運営するにあたって、「水づくり」という極めて専門技術的な問題を過去においては市民に問うこともなく、専門家として意思決定してきた側面がある。一般的に、専門家は水需要逼迫や水源地水質悪化などの問題を科学技術の進化で解決しようとしてきた。

現在、市民のために築いてきたインフラ整備を継続することによる財政問題、飲み水に含まれる各種化学物質の問題、地域・地球環境問題などが水道事業につきつけられている。このような複合的な問題を今までの方法で解決していくのか、市民の視点を大切にしながら解決していくのか

本市の政策展開から①

本市の新たな政策から、昨年初に開始した、市内で活動する市民活動団体の公益的な事業を対象とした「かわさき市民公益活動助成金制度」と、いわゆる「地下室マンション」の課題解決に向けて制定された「川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例」について紹介します。

市民活動への資金支援のあり方 かわさき市民公益活動助成金をはじめとする本市の資金支援施策

市民局地域生活部地域生活課主査

二枝正孝

1. 本市における市民活動への資金支援の位置づけ

(1)「かわさき市民公益活動助成金制度」設立までの経緯

「かわさき市民公益活動助成金制度」は、福祉、環境、文化等あらゆる分野の市民活動を対象とする資金支援制度として、平成一六年度から新たに開始した制度である。

なお、この制度は(財)かわさき市民活動センターに設置したものであり、私が直接その検討、運用を行った訳ではないが、市民活動支援担当として設置に向けた調整等を行ってきたので、以下はその過程で見えてきたところを中心に述べていきたい。

本市の市民活動支援の基本方針として平成一三年度に策定した「川崎市市民活動支援指針」(以下「指針」という。)では、市

民活動への支援の柱として、活動の場の整備、資金の確保、人材育成、情報の共有化の四つを掲げている。このうち資金の確保については、本市の市民活動推進に関する協議・検討機関である「川崎市市民活動推進委員会」から、平成一五年一月に「市民活動の活動資金の確保に向けて(提言)」(以下「提言」という。)として、各種資金

支援に関する方策が示された。この方策の一つとして、制度検討を経て創設したものが「かわさき市民公益活動助成金制度」である。具体的な制度検討は、学識経験者、市民活動団体関係者などで構成された「財団法人かわさき市民活動センター助成金制度検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を中心に、市民活動団体へのヒアリングや先行する他都市の事例調査などを踏まえて行った(注)。

なお、本稿における「市民活動」とは、先

の「指針」で定義された「ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動」を指すものとする。

(2)市民活動への資金支援の必要性

本来、市民活動は自主的なものであり、行政から要請されて行っているものではないにもかかわらず、行政から市民活動に対して資金支援を行う仕組みが必要なのはなぜか。市民活動への公的支援の必要性の理由として、提言では次の三つの市民活動の性質を掲げている。一つ目は、直接のサービス享受者だけでなく社会全体に便益をもたらすなど、公益性のある活動を実施していること、二つ目は、行政が適応しきれない社会サービスを結果的に補充、補充していること、三つ目は、非営利な事業に取り組んでいることから資金が不足しがち

であることである。

つまり、行政が行おうとしている、あるいは行政が取り組めない公的なサービスを結果として行っている市民活動団体に対し、行政は税という社会的資産の預託者・管理人として、「支援」に取り組むことが求められているのである。

また、近年、市民の価値観は多様化し地域課題も多種多様となっているなかで、平等・公平の原則に配慮し、法令に基づいて動く行政では、迅速で、きめ細かな対応が難しくなってきた。市民活動団体の特性である先駆性、革新性、コミュニティ形成性、社会批判機能性等は、分野によっては行政のサービス以上の効果を生むことも期待され、市民活動団体への資金支援は豊かで住みよいまちづくりにつながっていくものであると考えられる。

2. かわさき市民公益活動助成金制度の概要

(1)三つの特徴

本制度の主な特徴として次の三つがあげられる。

①中間支援組織が運用主体

市民活動団体の自主性・自立性を確保するためには、行政からの直接的な助成は必要最小限にとどめる方がよいことから、中間支援組織である「財団法人かわさき市民活動センター」(以下「財団」という。)を経由した間接的な助成とし、財団が制度の運用業務全般を担っている。

なお、審査は財団が設置した「かわさき市民公益活動助成金審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が行う。

② 助成期間の限定

行政等の恒常的な支援に頼ることは自らの活動に対し自己決定できる範囲を狭めることとなってしまふとの考えから、市民活動団体の自立を前提とし、助成金交付の期間を限定している。

③ 審査の公正性、透明性の確保

特定の政策的意図や既得権益などの要素に左右されず、公正に審査できるように、明確な審査基準に基づき、公募委員、学識経験者等の委員により選考を行う。また、二次選考に公開プレゼンテーションの方式を導入するなど、一般市民への審査過程の公開を積極的に行い、透明性の高い制度となるよう努めている。

(2) 助成の対象

助成は市民活動団体の公益的な事業を対象としている。申請団体の条件としては、活動拠点が川崎市内にあることや組織の最小人数等を規定している程度で、あまり厳密な制限はしていない。

(3) 二つの助成メニュー

市民活動団体は、規模、歴史、活動領域等多様であり、すべてを同じ基準で助成することは適当ではないという検討委員会での判断から、スタートアップ助成とステップアップ助成の二つの助成メニューを用意した。

スタートアップ助成は、市民活動の立上げ支援として、新たに設立した団体を含む活動実績三年未満の団体が対象である。事業に直接必要とされる経費を対象に一〇万円を上限として交付するもので、同一団体が一度しか受けられない。

ステップアップ助成は、活動実績が三年以上の団体に対し、これまでの事業を進展

的に拡大したり、新たに企画した事業を開始する場合に助成するもので、助成金は経費の八〇％以内でかつ一〇〇万円を上限としている。なお、同一事業で三回まで受けられるが、申請は単年度ごとに行い、同様の審査を再び受けることとなっている。

3. 実施の状況

(1) 募集の結果

年度の前半で制度検討を行ったこともあり、募集は九月となった。市政日より、チラシ、ホームページによる広報、説明会開催などにより周知に努めたが、募集が年度途中で、制度初年度ということもあり、市民の認知度が低いことが心配されていた。しかし、最終的にスタートアップ助成四六件、ステップアップ助成五八件の合計一〇四件の応募があり、申請総額は約三、三〇〇万円、助成金総額一、二〇〇万円の三倍近くになった。

分野別に見ると、「保健・医療・福祉分野」が二四件で最も多く、それに続き「子ども健全育成」、「文化・芸術・スポーツ」が多かった。

(2) 審査経過

審査は公募委員、学識経験者、市民活動団体関係者等の七名の委員で構成する審査委員会により、一次選考の書類審査と二次選考の公開プレゼンテーションという手順で実施した。審査項目は両審査とも公益性、計画の具体性、事業実施能力、先駆性、自立性とし、各項目の配点に基づき点数化し、その合計点を全委員で平均して判定した。

書類審査は、書式に基づく添付書類のほか、見積書などの参考資料を対象に行うも

のである。審査委員は、委員会に臨むに当たり、積み重ねると三〇センチほどにもなる申請書類すべてにあらかじめ目を通しておく必要があった。運営主体である財団にとつても提出書類のチェック、委員会用資料作成、公開プレゼンテーションの開催準備、審査結果発送等、かなり分量の多い業務であった。

なお、一次選考結果は合否だけでなく審査項目ごとの点数も通知し、判定根拠が分かるように配慮されている。

この制度の公正性、透明性の象徴と言える二次選考の公開プレゼンテーションには、倍率二倍以上の書類審査を通過したスタートアップ助成二五件、ステップアップ助成二一件の団体が参加し、それぞれ九一日にわたる公開プレゼンテーションを実施した。各団体が発表に使用できるのは模造紙一枚だけである。発表時間も六分に制限され、質疑応答も含め一団体あたりの審査時間は約一分という限られた時間での審査であった。このような制約のなか、最高一〇万円というスタートアップ助成であっても、活動内容やその熱意を短い時間でなんとかアピールしたいという思いが申請団体から強く伝わってきた。ほとんどの団体にとつて、公開の場で説明し、審査員からの質問にその場で答えるという体験はあまりなく、かなり厳しいと感じたかもしれない。しかし、審査委員からは質問だけでなく後の活動に関する助言もあり、出席した団体にとつては収穫のあるものであったと思える。なお、事業終了後には公開形式の報告会が義務づけられている。

以上の審査の結果、最終的にスタートアップ助成及びステップアップ助成各一六件

の合計三二件が選考された。もちろん予算という枠組みはあるが、基本的にはおおよね七割以上の点数を獲得した事業を交付対象としている。つまり、この助成金は予算の限度額までを交付対象とするのではなく、一定の評価基準を超えていることを条件としているからである。

4. 審査を終了して

(1) 残された課題及び改善方向

この原稿を書いている時点では、交付が決定した段階なので、以下はその範囲内の内容とした。

一点目は、助成金の原資が市からの単年度の補助金であることである。このことにより予算額に影響され、毎年一定の合否基準の維持には不都合となる。安定した交付のため、先行する他都市の制度の多くは公益信託基金などの基金を設置している。公益信託基金は、委託者が財産を公益目的のために信託し、受託者（銀行）がその財産を管理・運用しながら、定められた公益目的の実現を図るものである。提言でも公益信託基金の設置が述べられており、今後同様の基金設置の検討が必要と思われる。

二点目は募集時期である。平成一六年度は開始年度ということから制度検討から始める必要があるが、年度半ばでの募集となつてしまった。次年度はこの必要がないため、年度内の早い時期の募集が可能になる。将来的には、市民活動団体の事業計画が立てやすくなるよう、前年度中の募集・選考を実現したいと考えている。

三点目は審査についてである。まず、募集開始が遅かったことから、全体スケジュ

ールが窮屈になり、委員の負担を増やす結果となつてしまったことである。これも募集時期の早期化により解決可能と考えている。そして公開プレゼンテーションについては、書類審査の結果、申請団体の半分程度の参加であったが、書類審査では見えないさまざまな良い面を発見できることに加え、団体にとつても公開の場で自分たちの活動をアピールできるメリットもあることから、なるべく多くの団体が参加することが望ましいと考えている。さらに、この公開プレゼンテーションは、来場した一般市民にとつて実際の市民活動やボランティア活動の様子をリアルに感じることができるところであり、参加の裾野の拡大も期待できるところから、より多くの市民に来場していただく工夫が必要と思える。

(2) 運営にかかわる業務負担の考え方

審査を終了してみて、この制度は、審査委員会及び運営主体である財団の業務負担がたいへん大きいものであることを実感した。つまり、たいへん手間のかかる制度といえる。

しかし、その大半は審査委員会による厳正な審査や公開プレゼンテーションの開催等、公正性や透明性を確保するためには必要なものであった。こうした手間を省かないことが、本当に助成すべき団体をしっかりと見極めることになり、結果的にはその手間を補って余りある効果を生むことになるのではないかと思える。

5. 市の補助・助成金制度との

関係

市から市民活動団体等への補助・助成金の一部には、固定化した団体に対し多年に

わたり交付され、団体の活動維持または活動奨励的な目的となつている制度も見受けられ、新たな市民活動の創出の妨げになつていとも思われる。

また、行政のアカウンタビリティ(説明責任)が求められる中であつて、行政として補助・助成を行う根拠を明確にし、対象の選定についても客観性を高めていくことが必要となつてくるのではないかと思われる。

この「かわさき市民公益活動助成金」は、市の補助・助成金制度の課題の解決に向けた見直しの一方策として見ることもできる。

6. 今後の資金支援施策の展開

「かわさき市民公益活動助成金制度」のような補助・助成金制度のほかには、事業性の高い活動を行っている団体に適している支援として、協働型事業委託と融資制度を掲げている。

協働型事業委託とは、行政が行っている事業や、行政が行いたいと考える事業について、市民活動団体と行政が対等の立場で事業方法を検討し、行政がその経費を委託という形で支払うことを指している。この委託方式を拡充していくためには、当初から制度設計や委託事業の選定に市民活動団体等がかかわること、受託者を広く公募すること、価格だけではなく社会的・政策的な価値も加味して選定することなどの環

境づくりが必要とされている。

もう一方の融資制度であるが、これは協働型事業委託よりもさらに事業性が高い市民活動団体向きといえる。市民活動団体は、NPOの法人格を取得できるようにしたとはいえ、その非営利性ゆえに営利企業と比べ各種融資制度で不利な立場にあることから、こうした融資制度の検討も必要となつてくるのである。

いずれにしても、自立した公益的な市民活動団体が活躍する地域社会へ道筋をつくるためには、この「かわさき市民公益活動助成金」だけではなく、その後のフォローも視野にいれた一体的な施策展開を図っていくことが必要である。

本市の政策展開から②

川崎市における

地下室マンション問題と条例制定

まちづくり局指導部建築指導課

増田香菜子

地下室マンションとは

「地下室マンション」と呼ばれ、周辺住民と紛争を引き起こす共同住宅が、川崎市においても見られるようになりました。「地下室マンション」とは、その言葉の通り「地下室」を持つマンションですが、これ

に次の二要件がプラスされたものが通常こう呼ばれています。まず、傾斜地盤に建設されていること。次に容積率を計算するときに「地下室」部分の床面積が算入されていないことです。

住宅の「地下室」部分の床面積を一定の範囲まで容積率の算定時に算入しなくてもよいという緩和制度は、平成六年の建築基

準法改正時に創設されました。また、平成九年には、共同住宅の共用廊下や階段などの共用部分について、同様の緩和が受けられるよう建築基準法の改正が行われました。これらにより、地下室と共用部分のあるマンションをつくることで床面積を増やすことができるようになり、ポリュームの大きなものが建設され始めたのです。しかし、



市域を南北に貫く多摩丘陵の崖線

平坦地でも傾斜地でも同じような緩和が受けられるにもかかわらず、傾斜地のマンションが特に問題になるのはなぜでしょうか。傾斜地に建てられるマンションによって起こる紛争の要因は、景観、日照、通風、プライバシーや緑地保全など様々ですが、大きな要因の一つに建築基準法と住民の認識とのずれがあります。これが少なからず地下室マンションを巡る紛争の背景にあることは否定できません。例えば、「地下室」とは地下に埋まっているもの。これが一般的なイメージであろうと思います。しかし、傾斜地に建てられているマンションは、道路側に向いたバルコニー部分など一面以上の外壁が完全に地上に出ていることが多いのですが、建築基準法上ではそのような階でも地階となる場合があるのです。

建築基準法では、建築基準法施行令第一条第一項第二号に「地階」について規定しています。「床が地盤面下にある階で、床面から地盤面の高さがその階の天井の高さの三分の一以上のものをいう。」つまり、三分の一以上が地中になれば地階となることから、傾斜地に建つマンションでは、バルコニー側が完全に地上に出ているも、他の外壁部分が土に埋まっている場合などにはその階が地階とすることがあります。ただしこの「地階」全てが容積率の緩和を受けられるわけではありません。このうち、その天井が「地盤面」からの高さ一メートル以下にあるものと限定されています。

「地階」の算定方法は建築基準法に以前から設けられていたものですが、地階とするメリットがなければ、敢えて地階が積極的に造られることはありませんでした。また、傾斜地については、土地利用がしにく

い等の理由から比較的安い価格で売買されていました。それが、それでも斜面の造成に費用がかさむことから開発がされにくかったと言われています。これが、前述した建築基準法の緩和規定の導入により地階とすることにメリットが生まれるため、傾斜地はデベロッパーにとって開発しやすい用地となつたと言えます。

条例制定までの経緯

「地下室マンション」が最初に大きな問題として取り上げられたのは、横浜市でした。平成一五年六月に横浜市中区本牧満坂のマンション計画に対する市民の反対運動がマスコミ等でも取り上げられるなど、大きな問題となつたのです。横浜市と横浜市に隣接している横須賀市や川崎市は、丘陵地が多いという地形的な共通点があり、また、地下室マンションの建設に伴う周辺住民との紛争が発生しているという課題もあつたことから、各都市の様々な試みやアイデアを共有し、課題解決に向けた取り組みを連携して行うために、平成一五年九月から三都市連絡会議の開催を始めました。

この三都市連絡会議と並行して、川崎市内部においては、学識経験者による研究会や建築基準法や都市計画法にかかる部署の担当者によるワーキングなどを行いながら、何が問題なのか、それをどのように解決するのか、現状の把握や事例検討等を行ってきました。

二つの問題点

研究会やワーキングなどを経て、川崎市

における地下室マンシヨンの問題点が大きく二つに絞られました。

まず、「傾斜地における建築物の見た目の高さが周囲に圧迫感を与えていること」です。

川崎市では傾斜地のほとんどが住居専用地域（第一種・第二種低層住居専用地域及び第一種・第二種中高層住居専用地域）に指定されているため、「地下室マンシヨン」の多くがその住居専用地域に集中して建設されています。「住居専用地域」は、良好な住居の環境を保護するため定める地域です。

川崎市ではこの住居専用地域に、昭和四八年から最高限度高度地区（建築物の高さが制限される地区）の指定を行っています。これにより地下室マンシヨンの高さも制限されるはずなのですが、出来上がった建築物の高さが本来の高度地区の高さ制限の趣旨から乖離している場合があります。これは、高さを算定する際の地盤面の位置が盛土などで操作されることや、建築基準法の高さの算定方法だけでは高さ制限を活かせない場合があることなどが原因になっています。

もう一つの問題点は「容積率緩和を受けず」のために意図的に造られる地下室」です。

前述したとおり、住民のイメージと乖離した「地下室」により容積率緩和を受けたマンシヨンが建設され、紛争の原因となっています。しかし、建築基準法では傾斜地でも平地と同様に容積率緩和が受けられることから、現在建築基準法上は適法だと言わざるを得ません。しかし、この「地下室」については、問題を更に悪化させている要因がありました。それは、容積率緩和

を受けるために地下室を意図的に造っているのではないかと思われるマンシヨンが建設されるということです。

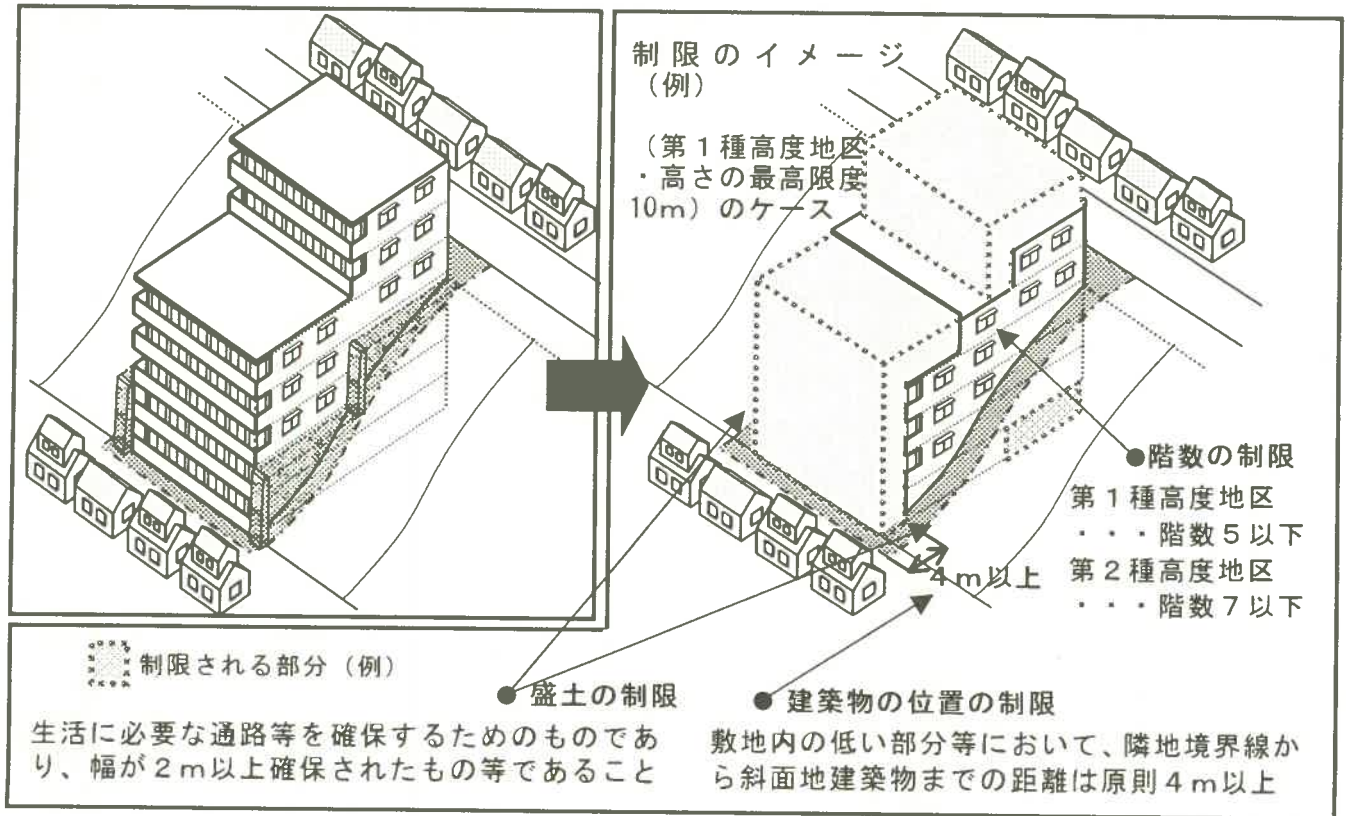
一般的には、地下室は地面を掘ってからその掘った空間に造られるものですが、工法によっては建築物の外壁を建築した後、その外壁の周りに現況地盤より高い盛土を行うことがあります。この際、地上に出ている階を地下室にすることを目的に、幅の薄い土を外壁に貼り付けたように見える盛土行為があるのです。

これら二つの問題点も、前述した建築基準法と住民の認識とのずれを生じさせている事例の一つと言えます。

制限内容

この二つの問題点に対し、川崎市では「建築基準法第五〇条に基づく条例」と「地方自治法第一四条に基づく自主条例」の二つの異なる根拠法による制限で対応することとしました。根拠法が二つに分かれた理由ですが、建築基準法第五〇条で定めることができるのは、「用途地域や特別用途地区などにおける建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限で当該地域又は地区の指定の目的のために必要」な場合に限られているからです。要するに、用途地域等を指定したがそのままでは不都合な場合について、更に補完的な制限を条例で設けることにより環境の保全等を図ろうというものです。

前述した二つの問題点のうち高度地区の制限について、住居専用地域という用途地域の趣旨に併せて指定されているこの制限が、傾斜地では本来の機能を果たせていないことから、これを補完するために建築基



準法第五〇条の規定に基づき、条例で制限を設けることとしたのです。

一方、意図的に行われる盛土に対しては、建築基準法第五〇条の趣旨には合わないことから、自主条例で対応することとしました。こうして本市では、「川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例」を制定し、平成一六年九月一日から施行しました。具体的な制限内容ですが、まず、建築基準法第五〇条に基づく「階数の制限」です。建築基準法に基づく条例というものは、建築確認をする際にこの制限に適合していなければ「確認」はおりません。第一種と第二種低層住居専用地域では階数五以下、第一種と第二種中高層住居専用地域では階数七以下としなければいけません。(注一)

この「階数の制限」の対象区域は、前述したように高度地区の指定がされている地域です。この高度地区の高さの制限を階数制限で補完し、建築物の高さ自体を抑えることができます。また、垂直状に建つマンションを斜面地なりの階段状マンションにさせる効果があります。

次に、意図的に地下室を造ることを制限するための「盛土の制限」を設けました。これは先ほどの理由から自主条例による制限です。制限対象となるのは、マンションの周りに盛土をして地下室部分を増やし容積率緩和を受けなければ、都市計画で定められた容積率に収まらない計画となっているものです。その盛土が本来計画に必要な盛土なのか確認を行い、必要な盛土であった場合でも結果として床面積を増やし、周囲に圧迫感をもたらすことになるため、敷地の低い側については、マンションの壁面の位置を一定距離まで後退させなければい

けないという規定になっています。(注二)

これらの制限を定めていく作業の中で何度も議論されたのが、条例制定の「目的」と「効果」です。言い換えれば「問題になっている(紛争)事実の内容・度合い」と「制限内容」のバランスです。

この条例は、傾斜地のマンションを一律に禁止するものではありません。この条例による制限は、建築基準法や他法令で定められている規制や緩和の規定が前提となっており、建築行為そのものを制限するものではありません。しかし、紛争が起きているのも事実です。川崎市では、そのバランスについて何度も議論を重ね、地下室マンションが周辺の住環境に調和したものであることを目標に作業を行ってきたのです。

建築基準法の改正

この条例の制定作業中の平成一六年六月に建築基準法の改正が行われました。改正から一年以内に施行されます。これにより、容積率の緩和を受けられる地下室であるかどうかを判定するときの「地盤面」を建築基準法で定めているものとは違う位置に、自治体が条例により設定することが出来るようになった(注三)のです。

建築基準法が改正されたことにより、傾斜地における地下室の容積率緩和自体をどの程度適用させるかについて、今回制定した条例より一歩踏み込んだ検討を行うことができるようになりました。現在も引き続き、この問題に取り組んでいます。

注一 川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例(平成一六年川崎市条例第二七号)
(用語の意義)

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 斜面地建築物 次のいずれかに掲げる建築物をいう。
ア 周囲の地面と接する位置の高低差が三メートルを超える共同住宅又は長屋の用途に供する建築物で、当該用途に供する部分を地階に有するもの。
イ 敷地内の地面の高低差が五メートルを超える敷地に建築する共同住宅又は長屋の用途に供する建築物で、当該用途に供する部分を地階に有するもの。

二 斜面地対象行為 敷地面積が五〇〇平方メートル以上である斜面地建築物の建築(これに伴う建築物その他の工作物(以下「建築物等」という)で当該斜面地建築物に附属するものの新築、増築、改築又は移転を含む)及びこれに伴う当該斜面地建築物の周囲における盛土を行う行為をいう。

三 階数 法第五〇条の規定に基づく斜面地建築物の階数の制限。
第三号 前条第二項第一号アに掲げる斜面地建築物の階数は、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域内の都市計画で定める高度地区(第一種)において5を、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域内の都市計画で定める高度地区(第二種)においては7を超えてはならない。

注二 川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例(平成一六年川崎市条例第二七号)
例(平成一六年川崎市条例第二七号)

第五号 斜面地対象行為の計画の確認の基準は、次に掲げるものとする。
一 盛土を行わないとしても法及び法に基づく条例の規定による建築物の容積率に関する制限に適合していること。
二 前号に掲げる基準に適合しない斜面地対象行為の計画については、次に掲げる基準に適合していること。
ア 斜面地建築物の部分その他の規則で定めるものから隣地境界線の一部その他の規則で定める位置までの距離が四メートル以上であること。
イ 盛土が次のいずれかに該当すること。

(ア) 斜面地建築物の敷地が道路に接する部分から当該斜面地建築物までの通路その他の斜面地建築物に居住する者の生活に必要な施設を確保する目的で行われる盛土で規則で定めるもの。
(イ) 衛生上又は安全上必要な措置として行われる盛土であって、市長がやむを得ないと認めるもの。

注三 改正建築基準法第五二条第五項
「地方公共団体は、土地の状況等により必要と認められる場合には、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域を限り、第三項の地盤面を別に定めることができる。(平成一六年法律第六七号。平成一六年六月二日公布)」

バックナンバー紹介

政策情報かわさき17号特集

「特集・成熟社会における地域資源とまちづくり」
— 低成長時代における自治体運営への示唆を求めて —
● 座談会 成熟社会における地域資源とまちづくりの構想(金井利之・東京大学大学院法政学研究所 研究助教授/伊藤 弘/木村純一/北沢仁美/司会・木場川文志)

● 川崎市の自治資源の状況 川崎の地域資源を読み解く— 地域資源にかかわる一七の事例をめぐって (政策情報かわさき編集室)

I 既存資源の見直し ①川崎特有の地域資源の活用 ②かわさきのイメージアップを目指して— 地域資源と民間活力の活用(石川正嗣) ③わが国の素材産業の資源循環産業化の潮流「川崎環境特区への期待」(小倉康晴) ④減少しつつある自治体資源への対応— 老人いこいの家、夜間・休日等の開放に向けて(湯嶋美枝) ⑤コミュニティ施設のまちづくりへの可能性— 麻生まちづくり市民の会地施設調査結果から(津田 祺) ⑥自治体資源の有効活用— ごみは資源— 処理センターにおけるごみの有効利用の現状(石井廣恵)

II 新たな地域資源の形成 ①市民合意の形成とその意義 ②市民との協働による水道施設の有効利用の事例について— 鷺沼プール跡地における地域交流の拠点づくり(川口美紀) ③市民合意に基づく条例策定の実践(中山洋二) ④川崎市基本条例検討委員会の軌跡(中山洋二) ⑤市民意見を活用した市政運営— 市民提案の活用と課題(渡邊タツ子)

⑥協働の推進— 市民と市民・市民と行政のネットワークづくり(夏井美幸) ⑦市民が市民を支える仕組みづくり— 井田病院の市民ボランティアを事例として(早田 清) ⑧川崎の農を助け農地を守る人材の育成— 「農(みのり)の寺子屋」を通じて(米川源人/勝田麻美子/山崎智司)

III 新たな自治体資源の調達 ①外部からの資源調達 ②市政への参画意識の高揚を図る資金調達の多様化— ミニ公募の取り組みを通じて (磯谷雅彦) ③分権改革の成果等を踏まえた資源の活用 ④分権時代に求められる自治体職員像— 人材育成の取り組みを通じて(山本昇二) ⑤地方分権一括法施行組の本市における条例策定状況について(鈴木孝) ⑥情報技術の活用— 利便性の高い行政サービスの提供をめざして(電子申請実証実験から) — 情報技術(I-T)を活用した電子市役所の充実に向けて(澤野正憲)

IV 自治体資源の配分の変更— 本片から区役所への分権の推進— 地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点としての区役所をめざして(猪俣 聡) ⑦溝口駅前の自転車対策をめぐって(明石憲孝)

平成一五年度に実施した、国内及び海外事例を研究した
本市の政策課題研究チームの報告と大学院派遣研修報告、
平成一六年度で終了する財団法人自治体国際化協会シドニー事務所への派遣報告です。

スポーツとまちづくり 市民のまちへの誇りと愛着、連帯感を育むスポーツ文化の振興にむけて

財政局税務部税制課主査

高橋慎一

スポーツは長い歴史の中でさまざまな変遷をたどり、そして現在のようなバラエティに富んだ姿へと変貌を遂げてきた。それはスポーツの種類がただ単に増えただけでなく、スポーツとそれを行う人間との関係にも大きな変化をもたらした。それにより、市民のスポーツに対するニーズも多様化しているが、行政もその声に応えるべく、行政が果たすべき責任を全うしていかなければならない。もちろんこれまでもあらゆる場面で、本市はスポーツ施策を展開してきたわけであるが、今後はさらにスポーツをまちづくりを進めていくための大切なツールとして位置づけ、それを活用した施策展開を考えなければならぬ。そして忘れてはならないことは、これからは市民と行政との協働がひとつのキーワードになっていくことである。

スポーツの持つまちづくりの可能性

スポーツがまちづくりにつながっていくと考えられる例を一つ示してみたい。

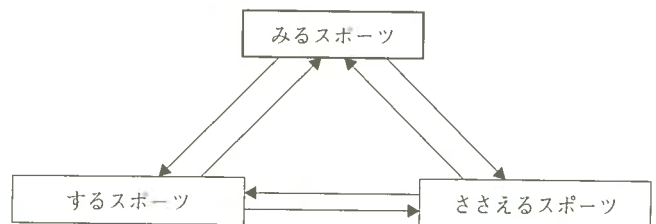
あるまちにプロスポーツチームがあり、そのチームがあるときに大活躍をする。するとその地域に住んでいることに、人々は喜びを感じるだろう。そして地元の間を募つて応援に行けば、そこから地域の一体感が生まれることにつながり、自分達でボランティアをしてチームを支えていくことに発展するかもしれない。

つまり、スポーツとまちづくりとの関係はそんなに難しいものではなく、地域の小さな活動の積み重ねが、少しずつ形になって大きな成果へと結びついていくと考えられる。このような顕著な例として、二〇〇二年のサッカー・ワールドカップの際、ア

フリカのカメルーン代表がキャンプ地とした大分県中津江村の取り組みが、まちづくりの成功例としてとりあげられる。この例でもわかるように、まちづくりを推進するためのツールとして、スポーツは大きな可能性を秘めており、同時に、スポーツはひとことでは言い尽くせないほどの「多様性」を有している。今回の研究では、スポーツとまちづくりを考える前提として、行政がスポーツをどのように捉えて考えるべきかについて、「みる」「する」「ささえる」の三つの視点からまちづくりについて考えた。

「みる」「する」「ささえる」
スポーツを考える三つの視点から

まず、「みる」スポーツ、すなわち見て楽しむスポーツとしては、プロスポーツや実業団スポーツなどがあげられる。人々を



「みる」「する」「ささえる」の相互関係

魅了するトップアスリートたちのプレーは、わたしたちに夢と憧れをもたらすものである。つまり、「みる」スポーツは、時に人々に一体感を巻き起こすものであり、やがて自分もやってみたい、もしくはそのスポーツにかかわってみたいという気持ちを起こさせる。そして、それをきっかけにして「する」スポーツ、「ささえる」スポーツへと導く働きがある。

次に、「する」スポーツは、自らが体を動かしてスポーツをすることである。競技スポーツや、ウォーキング、ジョギングなど健康作りのために行っている場合など取り組み方法はそれぞれであるが、自分自身がスポーツをして気持ちを充足させることが目的となる。

最後に、「ささえる」スポーツとは、スポーツを支援する、バックアップすること

本市に在住、または活動拠点としているおもなトップアスリート

種目	氏名	備考
柔道	古賀稔彦氏	バルセロナ五輪金メダリスト 川崎市市民文化大使、市内に古賀塾を開塾
水泳	成田真由美氏	アトランタ・シドニー・アテネパラリンピック 金メダリスト 平成7年度川崎市市民文化賞受賞
トランポリン	中田大輔氏	シドニー五輪出場

本市のおもなトップチーム（プロ・アマチュア）

種目	チーム名等	備考
サッカー	川崎フロンターレ	Jリーグ：等々力競技場をホームとしている
野球	三菱ふそう川崎	中原区：第74回都市対抗野球優勝
	東芝川崎	幸区
	全川崎クラブ	川崎区
バスケット	東芝バスケットクラブ	幸区：男子スーパーリーグ
	富士通レッドウェーブ	中原区：女子Wリーグ
アメリカンフットボール	富士通フロンティアーズ	中原区：Xリーグ
	アサヒビール シルバースター	川崎球場でホームゲーム開催：Xリーグ
卓球	信号機材	中原区
	東信電気	麻生区
相撲	春日山部屋	川崎区

※ この他、プロ野球選手、Jリーグ選手などが多数在住している

である。これは自分が完全に応援する側にまわるという意味ではなく、積極的にそのスポーツをサポートしてそのスポーツにかかわるという意味である。

ここで、三つの視点について定義したが、スポーツとの関係を生む最も自然なきっかけは「みる」ことであると考えられる。本市には川崎フロンターレをはじめ、バスケットボール、野球など数多くのトップチームが存在しており、「みる」スポーツを推進する土壌が十分に整っている。

人は「みる」ことによって何かを感じ、そして次の段階（「する」または「ささえる」）に進む。スポーツを見た人は、自分もあんなふうになりたい、自分もやってみたいと思う。人によってはそこから、スポーツを「する」、人を「ささえる」（支援する）という段階へ発展していくこともありえる。そしてそれぞれが相互に密接に関係しあっているためこれら三つを切り離して考えることはできない。

今回の研究では、「みる」ことからスポ

ーツは始まるということを中心にして、研究を進めた。

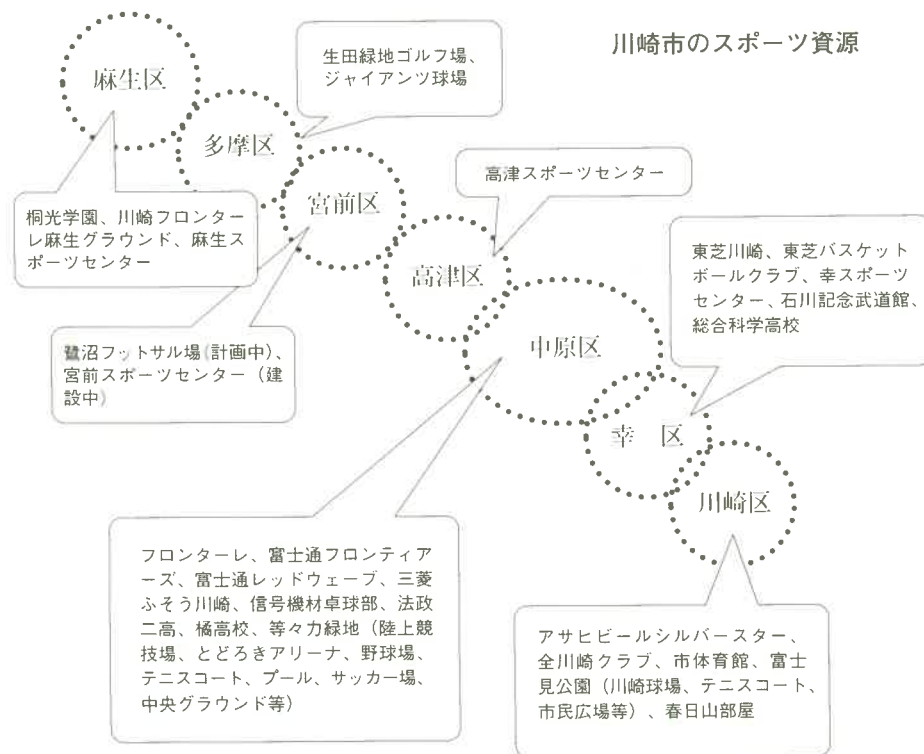
川崎市の「みる」スポーツ資源

本市には、Jリーグで活躍するフロンターレはもとより、一昨年（平成一五年）に開催された第七四回都市対抗野球で見事、優勝した三菱ふそう野球部など、各競技において活躍しているトップチームや個人として本市を活動拠点としているトップア

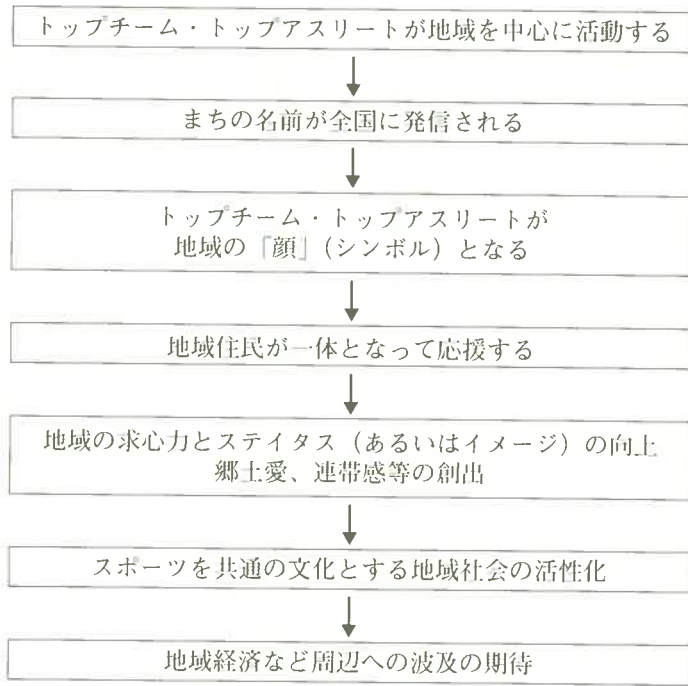
スリートが多数存在している。これらを本市のスポーツ資源としてとらえ、代表的なものを、次のようにまとめた。

市内にはこのほかに、全国大会に出場した高校スポーツも多く存在している。これらの高校スポーツも、全国大会出場というそのレベルの高さを考えると、トップチームと位置づけられるものである。

なお、本市の主なスポーツ資源を各區ごとに改めて示してみると、本市の中心部に位置する中原区に集まることがわか



ホームタウンスポーツが地域に及ぼす効果



る。スポーツ資源を生かしたまちづくりを考へるにあたり、個々のスポーツ資源の活用とともに、この豊富なスポーツ資源が集中する「中原区」についても注目した。

ホームタウンスポーツとまちづくり

現在、本市において、「ホームタウン制」を明確に打ち出しているチームは、Jリーグ所属のフロンターレ以外にはない。Jリーグが「ホームタウン制」を導入した目的は、メインスポンサー(企業)だけでなく、地元自治体(行政)や住民(市民)が「三位一体」となって、スポーツクラブ(チーム)を支援・発展させて「地域に根差した存在」にすることにあり。

この「ホームタウン制」の考えを具体的な施策に結び付けている自治体に、千葉県柏市がある。柏市では、平成一〇年四月にホームタウン推進室を設置し、柏レイソルを中心とした各種のスポーツ支援に行政が携わっている。また、鹿嶋市においては、鹿嶋アントラーズの「ホームタウン制」導入により、様々なまちづくりの効果が現れている。

このように、ホームタウン制の導入によるまちづくりには、無限の可能性が秘められているが、今回の研究では、このホームタウン制の考えを取り入れ、トップチーム・トップアスリートが地域住民と一体となり、まちづくりに活用されるスポーツのことを、「ホームタウンスポーツ」として位置づけることとした。

「スポーツを大切にすまち・かわさき」を推進するための三つの提案(注1)

今回の研究では、スポーツを通して「かわさき」の名が全国に発信され、それにより市民が川崎に誇りと愛着を持つ、そんなまちになることをめざして、「スポーツとまちづくり」というテーマで研究に取り組んだ。

スポーツの持つ意義の中でも、特に「みるスポーツ」の社会的な役割に注目して、Jリーグに見られるような、トップチーム・トップアスリートの活躍が、競技力の向上やスポーツ振興を進めるだけでなく、地域コミュニティの活性化などのまちづくりに対しても効果を持つことを簡潔ではあるが示した。

そして自治体は、スポーツの持つこれらの効果を社会的効果としてとらえ、「まちづくり」として施策に結び付けること、またトップチーム・トップアスリートが自らの活動を通して、まちづくりや地域に貢献する社会的役割を担っていることを自覚し、まちづくりに意欲的に取り組めるような環境を整えることが必要であると考え、今回の研究で「ホームタウンスポーツの推進」を提唱した。

以上のことを踏まえ、市民、トップチーム・トップアスリート、行政が連携して「スポーツを大切にすまち川崎」を推進していくために、今回の研究のまとめとして、次の三つのことを提案した。

I トップチーム・トップアスリートを活かしたまちづくり川崎フロンターレを

活かしたまちづくりを例として、

ここでは、ホームタウン制をクラブ理念として掲げているフロンターレを例にして、トップチーム・トップアスリートを活かしたまちづくりに向けた取り組みの提案を行った。

1 市民とフロンターレのふれあい活動を推進する提案

①市民への広報活動の充実を図る

②魅力あるホームゲームづくりを進める

ア ホームゲーム開催時、交通アクセスから気分を盛り上げる取り組みの実施

イ 市民が参加する各種イベントの充

実

③地域ふれあい・世代間交流を推進する

ア 地域でのふれあい活動・地域貢献

運動の推進

イ 町会・自治会等と連携した取り組みの推進

ウ 商店街と連携した取り組みの推進

エ だれもが楽しめるフットサルなどの普及

2 市民の力で「川崎フロンターレ後援会」を盛り上げる

ア 川崎フロンターレ後援会を市民の

身近な情報発信基地にする

イ 市民による、市民のための後援会

づくりの推進

3 ホームタウンスポーツの推進に向けた

行政組織づくりを進める

ア フロンターレに関する支援業務所

管課を教育委員会から市長部局へ移

管し、担当窓口局を一元化する

イ 庁内に関係各局の担当者で構成さ

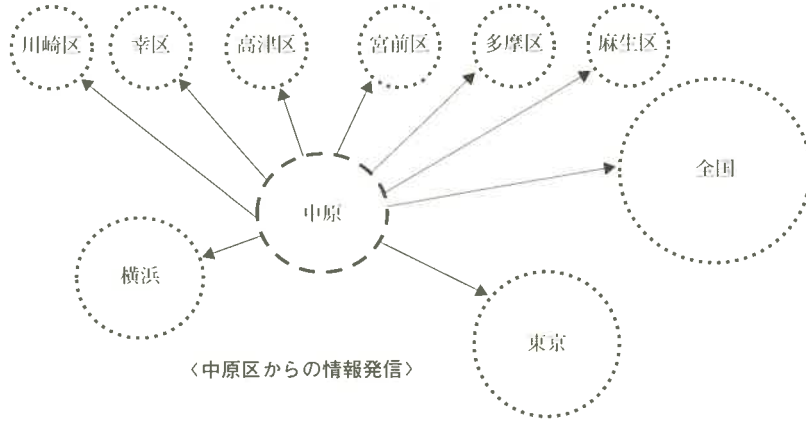
れた連絡調整委員会を設置する

れた連絡調整委員会を設置する

Ⅱ スポーツ施設、スポーツ空間を活かし
たまちづくり～中原区の「魅力ある区
づくり推進事業」の一環として、

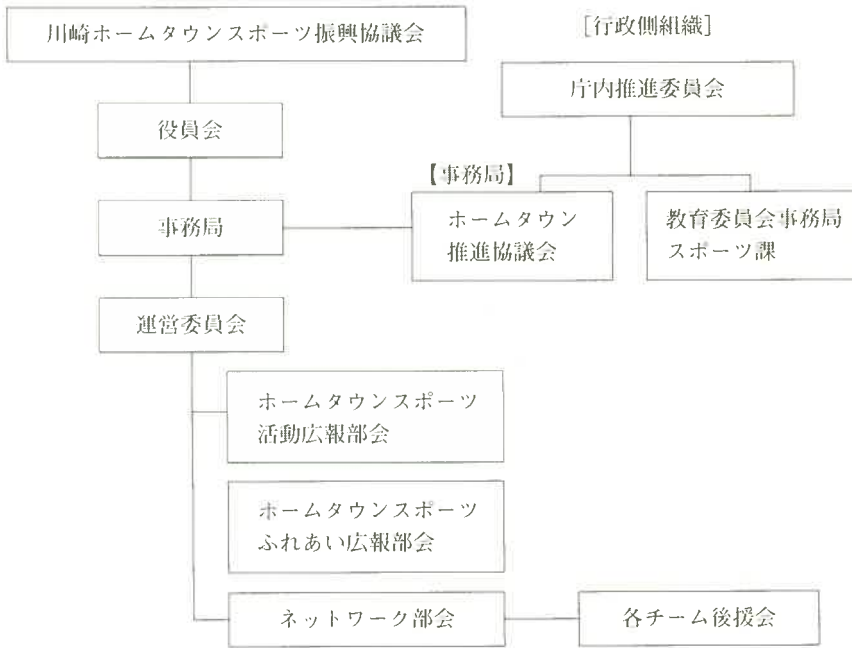
1 中原区におけるホームタウンスポー
ツ推進事業の提案

スポーツ資源の多い中原区をモデル
とした、スポーツ施設、ホームタウン
スポーツを活かしたたまちづくりの実践
を提案する。



- ① ホームタウンスポーツの活用
 - ② スポーツ情報の積極的な発信
- 2 等々力緑地、スポーツ空間の活用を
図る

川崎ホームタウンスポーツ振興協議会イメージ図



- ① 等々力プール前広場の整備
- ② 市民ミュージアムの活用

Ⅲ ホームタウンスポーツの推進に向けた
新たな仕組みづくり

市民、トップチーム・トップアスリー
ト、行政との連携体制を構築する新たな
仕組みとして「(仮称)川崎ホームタウ
ンスポーツ推進協議会」を設立し、市民
による組織、地域団体とトップチームな
どが連携して取り組める体制を提案す
る。

おわりに

今回の研究報告書と機を一にして具体化
されている現在までの市民、トップチー
ム・トップアスリート、行政の取り組みを
幾つかとりあげたい(注2)。

- 1 川崎フロンタール(注3)に関する取り
組みについて
- ① 市民局に担当主幹の配置(平成一六年
四月一日付)
- ② 川崎フロンタール庁内協議会の設置

③ ホームゲーム開催時における、臨時使
のバスが増発(等々力競技場近くに臨
時発着所が設置された)

④ 後援会によるラッピングバス二台の導
入

⑤ 地元ミニコミ誌によるニュースの発行、
行政による広報

⑥ 市民ミュージアムを活用したフロンタ
ール展の開催

2 ホームタウンスポーツ推進に対する取
り組みについて

① 川崎市ホームタウンスポーツ推進パ
トナー制度の創設

四団体一人(川崎フロンタール、東
芝川崎(野球)、東芝バスケットクラ
ブ、富士通レッドウエーブ(バスケッ
ト)、中田大輔氏(トランポリン))

② 川崎ホームタウンスポーツ推進パ
トナーによるスポーツ教室の開催

注1 なお、三つの提案については、主に提案の項目だけを
挙げていますが、詳細は報告書をご覧ください。

注2 また、今回の研究の提案がはからずも少しずつ具体化
されていることは、研究員にとつて喜ばしいことで
ある。これからも、スポーツを通して「うらおいと
活力のある川崎」を全国に発信して川崎の良さを知
ってもらい、また、市民が川崎に誇りと愛着を持っ
て、そんなまちになることをめざして市民、トップチ
ーム・トップアスリート、行政が連携し、「スポーツの
まちかわさき」を全国に発信していくことを願っ
ている。

注3 なお、川崎フロンタールはチームの努力及びこれらの
取り組みの結果、平成一六年一〇月二日J2リーグ
優勝を決め、J1への昇格が確定した。今後は、チ
ームの活躍が、市民に夢と希望を与え、「川崎」の名
が全国に発信されることが大いに期待される。

地域コミュニティの行方を探る コミュニティビジネスによる地域自立型の経済再生に向けて

経済局産業振興部産業振興課

嶋村敏孝

経済局産業振興部金融課

田中知子

近年、地域コミュニティの弱体化や住民ニーズの多様化、バブル経済崩壊後に長く続く不況による雇用状況の悪化、ワークスタイルの変化など、様々な社会的課題が発生しているが、これらを解決する方法として、コミュニティビジネスに注目が集まっている。しかし、コミュニティビジネスという言葉が一九九〇年代に言われるようになってから、日が浅いこともあり、その言葉はまだ一般的にはあまり浸透しておらず、統一した定義づけもなされていない。そこで、私たちは、コミュニティビジネスの定義づけを行うことからはじめ、海外調査を行い、川崎市が行うべきコミュニティビジネス推進施策について研究を行った。

コミュニティビジネスとは

コミュニティビジネスの定義は多様であるが、私たちは、地域性、継続性、事業性のある活動を行う団体とした。地域性とは、地域の中で (in the community) 地域住民により (by the community) 地域の問題解決を目的として (for the

community) 行う活動であることを示す。継続性とは、その活動を一過性のものに終わらせず、長期的・計画的に運営していくことであり、事業性とは、その活動の継続性・自立性を保つために独自収入を得て、ビジネス手法を用いた経営を展開することという。

イギリスにおける事例研究から

以上のように定義づけを行ったうえで、日本で行われているコミュニティビジネスの基となったと思われるイギリスの事例を調査対象とし、コミュニティビジネスを支援している中央省庁、民間の支援団体、そして具体的な事業者について現地調査を行った。

イギリスでは、経済衰退地域の雇用創出を目的としたコミュニティビジネスが一九七〇年代〜八〇年代にかけて栄え、近年では社会貢献をビジネス手法を使って達成する社会的企業 (Social Enterprise) や社会的起業家への支援が国家レベルで行われている。

中央省庁で社会的企業の支援を行っているDTI (Department of Trade and Industry: 日本の経済産業省に該当) では、その支援として、中小企業支援策の対象に社会的企業を加えていた。さらに、非営利ではないが社会貢献事業を目的とした事業者のための新しい法人格であるCICs (Community Interest Companies) の法制化の検討も行っていた。

精神障害者などの雇用を目的としているソーシャルファーム (Social Firm) の中間支援組織 Social Firms UK では、経営や法務などの実務に関する講座を開催するとともに、経営相談を含めた相談窓口を開設していた。同じくスコットランドのコミュニティビジネス中間支援組織 CBS Network (Community Business Scotland Network) では、コミュニティビジネスの社会貢献効果をアピールすることにより資金集めをしやすいしたり、過去の実績を振り返り将来の活動の改善を図るために、社会的監査 (Social Audit) の導入を提唱



Bromley By Bow Centre内に設置された地域の診療所と初期医療センター

していた。

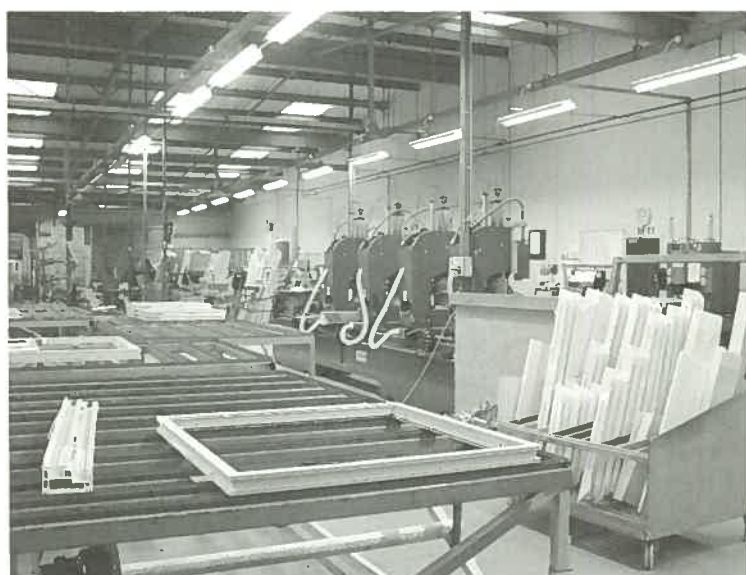
具体的な事業者の事例としては、ソーシャルファームである Newco Products、Daily Bread Cambridge は、障害者に対応した雇用環境を維持しつつ、質の高い品物を提供することで事業も成功させていた。また、ロンドンの経済衰退地域にあるコミュニティセンター、Bromley By Bow Centre では、環境・芸術・起業・健康・教育をキーワードとして、診療所や託児所、障害者のデイケア、地域での起業支援や芸術活動などさまざまな地域振興の試みが行われていた。

川崎市におけるコミュニティビジネスの推進へ向けて

以上、イギリスでの事例を見てきたが、イギリスでは中世からボランティアの歴史があり、社会的企業に対する取り組みも国家レベルで行われるなど、日本とは状況が異なるため、すべてを日本国内の事例に当てはめることはできない。しかし、社会的企業に限って言えば、イギリスでも比較的新しい概念で日本に共通した問題点を持っていることから、その対応策の中には地方自治体レベルにも適用可能なものもあると思われる。そこで川崎市の現状やイギリスの事例をふまえ、川崎市で行うべき施策に



Daily Bread Cambridgeの店内で販売されている地元農家が栽培した野菜



Newco Productsのプラスチックの窓枠工場

ついて具体的な政策提言を行った。

1. 人材育成

どんな活動でも、その活動に継続性を持たせるにはスタッフの人材育成は重要である。そこで、活動を維持するのに必要となる実務的な分野の知識を身につける講座の開設や、相談窓口の設置とともに、経営感覚が不足している人材を支援する経営相談の実施、さらに、実績のあるコミュニティビジネス事業者や、かつて同じ問題を抱えてその解決に成功した事業者のアドバイザーを仰いだり、行政と協働したりすることを目的として、事業者間のネットワークの形成を行う人材育成施策を提言した。

2. 場所の提供

日本、特に川崎市内では都心に近いとい

う立地条件の良さから地価が高く、家賃が高い。そのため設立当初の場所の確保が難しく、また、ある程度規模が大きくなり場所を移ろうとするときにも困難が予想される。そこで、インキュベーション施設の提供や空きオフィスや空き店舗等の情報発信、さらに一定期間の家賃補助を行うことで、場所の確保を後押しする施策を提言した。

3. 活動資金

コミュニティビジネスを行う多くの団体は、活動を行うための運営費の捻出に苦労をしている。そこで、活動資金を確保するための施策として、貸付制度の充実、国や県からの補助金や委託費を担保としたつなぎ融資的な貸付制度の創設、団体に対する寄付を促進するための施策を提言した。

4. 情報発信とコーディネート機能

コミュニティビジネスに関する施策やコミュニティビジネスの概念そのものは、コミュニティビジネス事業者や、コミュニティビジネスを行っている市民に広く知られ、活用される必要がある。そのためには、それらの情報を発信することや、各コミュニティビジネス事業者を個別具体的に必要とする外部資源に結び付けていくコーディネート機能を

整備することを提言した。

5. アイデアコンペ

優秀なアイデアを募集、表彰し、支援を行うことで、コミュニティビジネスとしての成功事例を作り出し、プロフェッショナル化する。そのことにより、コミュニティビジネスの存在を広く世間に広報することができると、アイデアコンペの開催を提言した。

6. 事後評価（社会的監査）の導入

事後評価の結果を市民に公開し、その評価を市民にゆだねることで、地域の問題を解決することを期待されているコミュニティビジネス自体の活動がより行いやすくなる。また、コミュニティビジネス事業者自身も自らの活動を振り返り、利害関係者や第三者の意見を聞くことで、今後の活動に生かすことができるため、事後評価（社会的監査）の導入を提言した。

おわりに

今回はコミュニティビジネスの支援について政策提言をしたが、これらの中には、地域だけではなく社会全般の問題解決を目的とした社会的企業や、事業収入があまり見込めないが社会貢献性があるものにも対応可能な施策がある。

コミュニティビジネス支援を狭く捉えるのではなく、市民活動、ひいては住民自治の自立性・継続性の維持の広がりという観点から、幅広く適用されることを期待したい。

協働のルール 新しい公共サービスのあり方とその手法を探る

麻生区役所区民生活部地域振興課

井川秀雄

近年、地方分権が推進される中で、「協働」という言葉を頻繁に目にするようになってきた。本研究の中で行った職員意識調査アンケートにおいても、約七四・二パーセントの職員がこの言葉を「よく知っている」「ある程度知っている」「聞いたことはある」と回答している。この決して低くない認知度の一方で、実際に各自が抱くイメージは微妙に食い違い、一般的な言葉として定着したと判断するには、今しばらくの時間を必要とするのではないだろうか。

私たちは「協働のルール」新しい公共サービスのあり方とその手法を探る」という研究テーマに対して、その源となる「協働」という概念に込められた「意志」は何かを探ることから開始した。そして、そこで得た「協働」の視点から、他都市や本市の取り組み事例を検証し、「協働」に求められる「要素」は何か、また、実際に協働型事業を推進していくためにはどのような手順が必要かという検討に取り組んだ。

なぜ協働が必要とされるのか

予想を上回るスピードで進行する高齢化や少子化、一定の経済的成長を遂げた社会の中で多元化する価値観や市民ニーズの多様化など、その構造が複雑化している現代社会において、法律や予算に基づき、「公正性」や「公平性」を重視して大多数を対象にサービスを提供しようとする行政だけでは、その隙間に存在する少数者の利益に配慮することは困難である。これに対して、市民活動団体等は、「信頼性」と「安定性」にやや欠ける側面がある一方、その自発性があるからこそ「即時性」に優れ、「多様性」や「地域性」へのきめ細やかな対応が可能であり、その能力に大きな期待が寄せられている。

これら両者の行動原理の違いに基づく特徴は、時として両者がそれぞれ独自に活動するよりも、互いに協力し補い合うことで新たな価値を創造する可能性があるということを示している。換言すれば、そこで創造される「新たな価値」が、豊かで活力ある地域社会の創造という地方分権推進の目的を達成するために不可欠であるため、「協働」が必要とされていると考えることができる。

協働の定義

一般的に「協働」という言葉を用いる場合、前述のとおりそれぞれ微妙にニュアンスが異なるとしても、そこに共通して含まれる要素があるものと考え、これを「協働の必要条件」として整理した(注1)。さらに、本研究における研究対象としての「協働」については、相互にある程度の影響を及ぼしうる直接的な関係性が必要であると考える、パートナーも「市民活動団体等」として一定の定義をするなど、「一般的な協働」よりも絞り込んだものとして捉え直している。この「協働」に含まれるべき要素については、「協働の基本原則」として八つの原則(別表1)を掲げ、これらの原則を遵守することで、効果的な「協働」関係を構築することができるものと考えた。

この「協働の基本原則」については、本研究を進めるにあたり、他都市や本市の事例を検証する上での基本的な視点として位置づけている。なお、こうした原則の整理

別表1

協働の基本原則	
1	自主・自立の原則
2	目的共有の原則
3	対等の原則
4	双方向性(合意形成)の原則
5	相互尊重・相互理解の原則
6	自己変革の原則
7	価値創造の原則
8	公開の原則

を基に、「協働」の定義を一つの文章として表現しようとした(注2)。他都市における定義も一定ではなく、わかりやすい定義を行うのは容易ではない。

他都市の状況

ひと口に「協働のルール」と言っても、全国各地における取り組みは様々である。各自治体では、それぞれの地域特性に応じ、条例や規則、要綱、指針、マニュアルなどの形態を選択しながら、「これからの地域社会においては、市民活動団体等をはじめとする多様な主体が協働して「公共」を担っていくかなければならない」という「理念」と、それを具体的に推進する「手続き」とを明らかにしている。

そこで、本市の地域特性にふさわしいルールの方たちを考える上での参考とするため、他の政令市における条例の類型を整理するとともに、具体的な事例として、条例がなく、指針・マニュアルのみで取り組んでいる東京都と、ゼロからの市民参加で条例を制定し、さらに具体的な事例を積み重

ねる中で、緩やかに制度・仕組みづくりを進めている大和市を取り上げ、その特徴を整理した。

特に、東京都において、各事業に協働手法を積極的に取り入れるために実務レベルで詳述されている「協働マニュアル」や、大和市において、「新しい公共」の創造を推進するため、市民、市民団体等と市とが、お互いの提案に基づいて事業を実施する「協働事業提案制度」は、本市の協働のルールを検討する上でも、ぜひ参考にしたい事例である。

本市の現状

二〇一〇プランまでの総合計画、その後の分権推進指針や行財政改革プラン、自治基本条例の検討など、本市における「市民参加」や「協働」に関する取り組み、考え方の変遷を検証した。これによると、本市ではすでに約三〇年以上前から「市民参加」の手法を取り入れ、近年においては「川崎市市民活動支援指針」を策定するなど、コミュニティ基盤づくりと市民自治へ向けた取り組みを行っていることがわかる。しかし、最近の「パートナーシップ型事業」や「協働」に関する取り組みは、これまでの三〇年間の蓄積を上回る勢いであり、まさに行政内部における制度設計及び理論構築が追いついていない状況であるということを実感した。

特に、協働型事業のモデルケースとして検証した二つの事例、①NPO法人フリースペースたまりばに運営委託している子ども夢パーク内の居場所施設「フリースペースえん」と、②実行委員会というこれまで

の市民参加手続きに準じた形式であっても明らかに「協働」を意識して取り組んでいる「市民自治創造・かわさきフォーラム」については、それぞれこれまでの事業にはない、新たな成果と新しい課題を見出すことができた。これらの事業は、「協働のルール」と言う前提条件がない中で進められている実験的ともいえるべき協働型事業であり、その成果と課題は「協働するためには何が必要なのか」を示唆している。またそれは、私たちが考える「協働の基本原則」と一致するものでもあった。

「かわさき協働のルール」の提案

他都市の取り組み及び本市におけるこれまでの事例検証から、本市における望ましい「協働のルール」としては、民主性や公開性、行政内部への拘束力という点からも優れている「条例」というカタチで整備すべきであることを提案したい^{注1}。また、自治基本条例との関係性・役割分担を整理した上で、協働の「理念」及び具体的な「手続き」にいたるまで、条例で規定することが望ましいと考えた。「手続き」まで条例化することで、実務に携わる職員や市民の意欲や認識など、“人”に左右される不安定な“幅”が制限されることになり、裏切りのない「協働」が担保されると考えられる。なお、条例で規定した手続きを実施するための細則や、実際の業務に生かすための内部マニュアルの作成についても、条例化と同時に取り組むことが求められるだろう。

この「理念」及び「手続き」に含まれるべき要素が、前述した「協働の基本原則」

である。各原則の詳細については報告書を参照していただきたい。また、これらの原則を遵守し、行政として積極的に「協働」を推進していくための具体的な指針・方法を「協働型事業創出の指針」として整理した(別表2)。このうち、当面の取り組みとして検討する必要性が高いと思われるものをいくつかとりあげると、①「協働型事業の創出」：現在本市で取り組まれている事務事業総点検「川崎再生ACTIONシステム」を活用し、行政が独自に担う領域から民間が独自に担う領域までを五段階に分け領域別の整理を行う「既存事業の見直し」と、より市民に開かれた形での市民ニーズ把握手法の開発として、各行政区単位における「協働型事業市民提案制度の導入」、②「協働推進体制」：区役所機能強化の一環として、縦割り行政を、地域という場で総合化するコーディネート機能を持つ窓口の設置と、庁内公募制などを活用した「協働」を推進できる職員の配置、③「恒常的な市民参加制度の整備」：各区まちづくり推進組織を活用するなど、行政対市民という構図を転換させる市民参加制度の研究と実施、等を提案している。

なお、「協働のルール」は行政と市民活動団体等との関係性を規定するものであるから、どちらかが一方的に策定すればよいというものではない。できるだけ早い検討段階から双方が「協働」し、“生きた”ルールづくりに取り組む必要がある。

おわりに

「協働」という考え方にとって最も重要なことは、地域を構成する各主体「行政も、

別表2

協働型事業創出の指針	
1	協働型事業の創出
2	協働形態の整理と選択
3	協働相手の選定方法
4	協働型事業の見直しと評価
5	協働推進体制について
6	恒常的な市民参加制度の整備
7	職員の意識改革

市民活動団体等も」が、自ら「公共」を担うものとしてその責任を自覚し、豊かな地域社会づくりのため、積極的に課題解決に取り組んでいくということではないだろうか。本市における望ましい「協働のルール」のあり方も、この積極的な「意志」をどのように引き出し、伸ばしていくことができるのか、ここに大きなポイントがある。

本市を取り巻く厳しい社会情勢は、依然として予断を許さない状況ではあるが、新たな岐路を迎えている地方分権社会にあって、責任ある「協働」体制を構築し、力強い連帯で川崎の未来を明るく切り開いていきたい。

注1 複数の自立した主体が存在すること 2各主体が異質であること 3目的を共有すること 4相互に尊重し、相互理解を図ること 5新たな価値を創造すること

注2 本研究では、「協働」とは「行政と市民活動団体等とが、相互に尊重しその違いを理解し合いながら、目的や課題を共有しつつ、対等の立場で合意形成し、一定の社会的サービスの供給などに携わること」と定義した。

注3 市民自治社会を構築し、地域社会の活性化を目指すためには、「市民にとって重要な施策については、条例で定めること」が基本であり、原則であることが「川崎市地方分権推進指針(二〇一二年)」にも示されている。

水の環境技術と ウォータースケープ 都市における景観設計と水辺のアーートの可能性

まちづくり局指導部
建築審査課

齋藤 繭

水道局工務部
水運用センター

神谷 正恒

研究の目的

私たちは、標記のテーマで、都市における水循環のシステムについての国内外の先進事例調査と考察を行った。水の機能的・文化的側面に着目し、その意義についてまとめるとともに、川崎市の水辺空間の現状及び国内の先進事例を調査し、施策への応用の可能性を探った。また、欧州の多くの国が、技術と経済効率最優先だった都市基盤整備を環境に調和する方向へ転換し、都市の再生に成功していることに着目し、海外事例調査として、環境先進国といわれるドイツ(注1)と、都市の美観整備に先進事例のあるフランス(注2)を選び、水辺空間の再整備事例の調査を行った(注3)。本稿では、これらを取りまとめた報告書を海外の事例を中心に紹介し、そこから導かれた示唆を簡単に記したい。

ドイツ・カールスルーエ市の 緑地システムによる都市計画

〔河川と街路のピオトープ(生物の生息域)〕

カールスルーエ市はドイツ南部にある都市で、空気が澄み気候が心地よく、緑あふれる街である。ヒートアイランド現象の発見の都市としても世界的に有名で、都市気候へ良い影響を与える緑化に関して先進的な研究が蓄積されている(注4)。

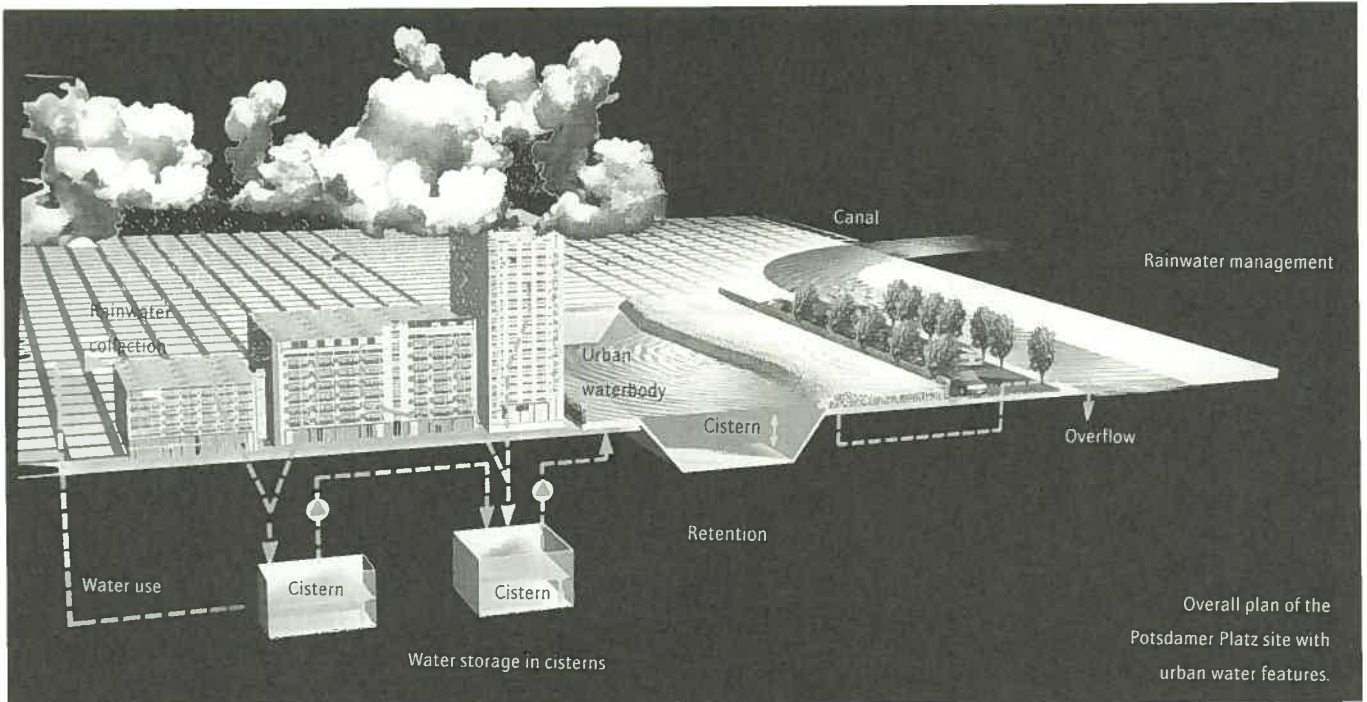
カールスルーエ市では、大気汚染を拡散する風的作用に着目し、気象と地形を最大限に活用する都市計画を行っている。具体的には、周辺丘陵地からの風が新鮮な空気となつて市内に流入するように森を計画的に配置している。木々を通つた空気は気温が下がり、浄化されるためである。この風(注5)の道は都市計画でつくられており、市は都市計画に基づき、都市気候の改善と市民の自然的生存基盤に必要な緑地を、Lプラン(注6)で自然環境保護地区または景観保全地区に指定するほか、その用地を取得している。さらにBプラン(注7)で建設や土地の被覆、高木の伐採などを規制している。

市では河川と街路を風の道として、またピオトープ(生物の生息域)をネットワーク化する軸として再整備している(注8)。私



〔図1〕カールスルーエ市 アルプ川の再自然化工事後

川沿いに自然を楽しめる遊歩道をあわせて整備している。遊歩道側はレクリエーションのため、草を頻りに刈りこんでいるが、反対側はあまり手を入れずに自然の潜在力にまかせた管理をしている。建設、緑地・景観、環境の3つの部局が連携してプロジェクトを行っている。1991年度施工(範囲:480m 工事費:1,156万円)。/市地下工事(建設)局河川湖沼・下水道部資料より



(図2) ベルリン市 ポツダム広場の雨水管理システム
 図版出典：Waterscapes-Planning,building and designing with water /ed.by Herbert Dreiseitl (2001 Germany)

たちは小規模な

河川であるアル

プ川(図1)と

フィンツ川を視

察したが、これ

らは一八八八年

頃まではコンク

リートを三面張

りしていたもの

を、一〇年以上

かけて自然に近

い形に再生して

いるものである

(注9)。これらの

小河川は市民の

散歩道として親

しまれている。

西の市境にあ

る一級河川のラ

イン川では、海

運などのために

多くの護岸を撤

去することはで

きないが、洪水

対策の方向とし

ては堤防を高く

するのではなく

、洪水を受け

入れる場(氾濫

原)を自然公園

などの市民が回

遊できる親水空

間として整備し

ていく計画であ

るといふ(注10)。

ベルリン市の雨水利用と洪水対策

日本の下水道料金は「雨水公費・汚水私費」の原則があるが、ベルリン市では、雨水は暴風雨処理費として私費で負担することとなっている(注11)。これは、「建物や道路などの建設その他で土地を利用するものは、地表に流出する雨水の量をその土地を利用する以前よりも増やしてはならない」という建設に関する州法の改正によるものである。これにより自治体は、新たな建設用地に雨水専用下水道を増設する必要がなくなり、その土地に降った雨はその場所に浸透させるように建築主に指示できるようになった。この暴風雨処理費の課金方法は、雨水浸透をするインセンティブとなっており、被覆していない地面の面積に応じて暴風雨処理費が減額されるシステムである。

ベルリン市は、雨水を地面に浸透させるのが困難な都市部においては、建築物の屋上を雨水の集水面として利用することに着目した。これは同時に、地上で困難な緑化が屋上で可能となっているということでもある。

市が推進する屋上緑化と建物内で行う雨水貯留を組み合わせた雨水利用システムは、屋上の緑地が雨をしみこませて一定期間保持するため、集中豪雨時に雨水の表面流出により起こる洪水を予防する。また、植物による雨水の蒸発散により気温が下がり、ヒートアイランド現象が緩和されるほか、屋上の土壌が大気と雨水の汚染を生態的に浄化し、機械的な手法(注12)によらず、低コストで心身に快適な自然の力を活かした持続的手法により、河川の水質を高め、空気を

を清浄にする。この手法の利点は、下水道処理費が削減でき、また水を節約することから地下水の涵養にもなり、地盤沈下を予防する(注13)ことである。これら複数の手法の組み合わせは、分散的で非建設的な雨水処理法となり、暴風雨に対する最適な管理指針(BMP: Best Management Practice)(注14)であることが実証されている。市はこういった雨水利用を公共事業として行わず、民間事業を誘導して普及させている。私たちが調査したポツダム広場の再開発では、大規模な雨水管理システム(図2)がオフィスビル群全体に導入されていたが、ここでは雨水貯留の人工池を都市の水景観としてデザインしていることが特徴的だった。

ベルリン市の学校ビオトープ

ベルリン市では、学校ビオトープ整備を制度化しており、一九八三年に創設されたGrün macht Schule(財団法人・緑が学校をつくる)が市教育委員会及び都市開発局の予算で活動を行っている。同財団は教育者、ランドスケープデザイナー等で構成され、子どもたちが良い環境のなかで自然に触れられるよう学校の環境を整備し、自然の循環が分かるよう校内の生態環境を改善することを目的としている。同団体は学校に対し改修の助言やスポンサーの斡旋等を行っている。具体的には、一九九四年から次の四つのプログラムからなるエコロジカルプロジェクトを開始している。

- (1) 生態環境改善 敷地内空地(校庭)
- (2) 屋上緑化
- (3) 住宅街の空き地緑化

(4) コミュニケーションとしての緑地帯整備

すでにベルリン市内の学校一、〇〇〇校のうち五〇〇校が上記プロジェクトを実施済みで、主に小学校を中心に進んでいる。私たちは、プロジェクトを実施した学校の中から四校を団体代表と訪問し、整備のいきさつ、その方法と現況、問題点等を伺った。

伺った小学校ではちようど整備工事が行

われている最中で、シヨベルカーが走りまわっていた。財政的には、国の援助金やEUの自然環境開発予算、親や近隣の寄付金などによって賄われている。どの学校もプロジェクトの計画段階から生徒たちが積極的にかわわっており、できる範囲の施工は生徒達によって行われ、我々の対応をしてくださった先生たちも非常に積極的であったことが印象深かった。



(図3) アンドレシトロエン公園
高速郊外地下鉄を高架化して公園とセーヌ川に連続性を持たせている

フランス・セーヌ川左岸地区

ドイツで調査した川は小規模河川であり、川自体を改修してしまうという手法を導入したもののだが、フランスでは大規模な川とのかかわり方の参考事例として、大規模河川の再開発の手法や、近隣地区の環境整備とアートの可能性について、パリのセーヌ川左岸地区再開発の手法及びセーヌ川を取り入れた開発が行われたアンドロシトロエン公園を調査した。

パリ・セーヌ川左岸地区再開発

(PARIS RIVE GAUCHE: PRG)

セーヌ川左岸地区 (PRG) は、パリ市の東の外れに位置し、元は鉄道を中心とした工業地区であったが、時代が変わり空地と空き部屋だらけのビルばかりであった衰退したこの土地の再開発は、一九九一年に三つの目標を定めて開始された。

(1) 失われつつある街であったこの土地の経済発展—ラデファンス地区に市場を奪われ、二〇年間に二〇万人の失業者を生んでいたこの街の就業率を向上させる
(2) 社会的によりよいものを目指す—事務所だけの整備だったラデファンス地区に対し、就業場所の近隣地区に住居を創出する

(3) 荒地だった当地を再開発し、大きな割合を占める鉄道用地の面積を減らす—地域を分断している鉄道用地を石板で覆い、線路上部も様々な用途に使用し、土地に連続性を与える

この地区の再開発は、日本では第三セク

ターにあたる経済混合体のひとつであるパリ開発経済混合体 (SEMAPA・セマパ) が主体となっており、都市計画法で定められている整備対象区域及び整備の目的と原則を定めた協議整備地域の整備を委託されている。SEMAPAは私企業のような営利のみの追求でなく、公共住宅や、公共施設、道路などの整備も行っている。

私たちは、セーヌ川を中心とした都市生活に必要な要素を地区内に混在させ、歴史にみられるような都市部の地盤沈下を都市の豊かさ・複雑さに転換させ、その土地の魅力を増している開発について、SEMAPAの建築家モンマリ氏 (Mr. Gilles de Mont-Marin) に伺った。

この整備においても、パリ市の伝統的な建物の高さ制限が適用されており、設計者たちの自由度を狭くしている一方で、周りと調和の取れた街区を作り上げることとなっている。現在は、まだ一カルチェ (ブロック) が完成したのみであったが、魅力的な街並みが創出され、すでに住宅は完売であった。しかし、ラデファンス、PRGと続々行われる整備によって、パリ中心部に位置する古い建物のオフィスは空家となり、改装され住居として供されるようになってきているとのことであった。

アンドレシトロエン公園

(PARC ANDREI-CITROËN) (注15)

一九九二年、一五区シトロエン自動車工場の跡地につくられた、総面積二三・八haの広大な公園がアンドレシトロエン公園である。工場跡地を中心に協議整備地域として指定され、一五区計画開発経済混合体

(S E M E A 15) が開発を行った。テーマは「水を生かした公園」で、セーヌ川をプレゼンテーションする意図を含んでいる。二つの巨大温室間の噴水から芝生わきの運河を連想させる小さな流れを通り、セーヌ川に注ぎ込むイメージをつくっている。公園全体のイメージでは、街の庭、田舎の庭、自然の庭、そしてセーヌ川というつながりを持たせている。川沿いに走っていた地下鉄を高架にし、人や空間が公園の土地から直接川へつながるようにし、用地内にあつた道路を交差点を含めて地下道化し、公園の連続性を持たせている(図3)。

報告書の提言から

私たちは国内外の先進事例の研究から、都市における水辺空間などの自然地の重要性を認識し、持続的で快適な都市づくりを効果的に行うために、次の三つの提案を導いた。

1. 学校ビオトープ

学校ビオトープは、手軽にでき身近な自然再生につながる手法であり、ここでは二つの有効性を挙げたい。ひとつは生態系的な観点である。川崎市にある市立小学校一四校及び中学校五校の敷地内にビオトープを整備すれば、市内全域に生き物の拠点ができ、建物屋上の緑、街路樹や河川など、水と緑のネットワークを都市の中に作り上げることが可能となる。もうひとつは、教育的観点である。学校ビオトープによって生命の意味を学習することができる。そこで自然再生推進法の基本理念の通り、「自然を再生している」ということを念頭に置き、学校ビオトープの整備を進めていくことが今後の本市の環境教育の施策を進めていく上で重要である。

2. 自然地としてのオープンスペースの創出

(1) オープンスペース創出のためには、まず環境施策を議論するための根拠となる地域のデータを収集する必要がある。環境を面的にモニターする制度(環境アトラス等)を導入して、市民と事業者に公開することが必要とされる。

(2) 民間事業におけるオープンスペース創出では、開発行為の中で失われる自然環境のミティゲーションとして、自然地としての空地創出を原因者の費用負担によって行うことを義務づける制度を創設することが考えられる。また、建築基準法による公開空地の制度を、水循環型都市づくりのために自然地整備の方向に誘導することも考えられる。

(3) 公共事業におけるオープンスペース創出については、財政的負担を減らすために、既存の公共施設(河川および道路)をエコロジカルに再生して、水と緑の軸をネットワークさせることが考えられる。

3. 河川沿いの土地利用の誘導

河川沿いの土地については、氾濫原としての土地利用を進めることが長期的には防災上有効であるほか、河川空間を、大気を清浄にするための風の道として整備し、自然の相互作用を活用する都市づくりをしていくことも、心地よい生活環境をつくるために必要である。

また自然地の少ない川崎市では、多摩川をはじめとした水辺空間は貴重であり、これらを動植物の多様な種を育む生息空間として、また地域の人々が自然に親しむこと

ができる空間として位置づけることが、特に必要である。

また河川の再生には、治水などの単一の機能を整備する方向性ではなく、多様な世代の出会いの場、多文化空間などとして、沿岸の景観づくりを含め多面的な整備を目指すことが重要であり、魅力ある都市づくりにつながるといえる。

注9

こうした措置は市民の強力な支持を得ていることだった。河川の自浄作用を高めるため、自然の躍動をできる限り再現するように、ゆるやかに蛇行させたり川底に飛石を配置して改修している。在来種のヤナギの木を護岸のために活用するなど生態学的な手法(近自然工法)がドイツの景観整備の特徴にも使われており、欧州の景観意識のめばえであったといわれるアルプスの景観を復元することを強く意識した手法であるが、景観だけを主目的としているのではない実質的な土木工事でもある。市がアルプ川の再自然化を始めたきっかけの一つは、本流のライオン川に駐を呼び戻そうという一九八八年の政策決定だった。そのために必要な河川の水質改善および動植物の生育環境整備のために、支流の小川川の改善を行った。景観を改善する際に規範風景としていたのは何十年前の自然な河川の風景のことだった。

注10

流域各国で策定した「統合ライン川計画」(Integrating the Programme)は、計画作成の当初は都市化による洪水ピーク水量の上昇に対応するため、洪水調節機能のみが採用されていたが、生態学的な目的を統合した概念に立てなおされた。水系・川の本来的性質を考慮しながら洪水手防的な措置をとる治水の方法が、景観と自然と生態系を守るという必要と合致するためである。自然のライン川計画には水の指令(Water Framework Directive)というEUの水政策の枠組みも取り入れられている。この指令はEU加盟国間において流域単位の総合的な水管理を目指すもので、水の生態系保全、水に関する持続性の構築などを掲げている。オランダをはじめとして欧州では「川は氾濫する」との前提で、川岸の土地を広げ洪水時の氾濫原と位置づけ、河岸の土地利用計画を居住地から洪水時の被害と補償費が少なく済む農地や自然公園などに転換している。

注11

ベルリン市では、汚水処理が私費で負担となっているほか、雨水処理も私費で負担することになっている。

注12

外部のエネルギーを消費して発熱が起るため、ヒートアイランド現象の一因ともなっている。

注13

一度起った地盤沈下を元に戻すことは不可能であるため、水道水の七〇％を地下水から利用しているドイツでは、地下水を涵養しながら利用することが不可欠となっている。また浄水場は地下水用の保護林(地下水の水質保全のため、土壌汚染防止するため農薬使用等が制限される地域として管理される)の中につくられることもある。この場合、保護林の地下全体が持続的な自然の貯水タンクといえる。

注14

その問題を環境の質を妨害せずにコントロールする最も有効で最も経済的である管理方法。実験的に行い、定期的にその効果の評価をして手法を改善していくシステム。長期的に経済と環境上の維持能力を増強する経営慣行で、民間企業の経営戦略としても行われている。

注15

公園管理事務所を訪ね、開発の経緯や現在の維持管理状況等を伺った。

注8

カールスルーエ市が都市に緑を増やす取り組みの背景にある考えとして、ここに市公園局長ホルスト・シエムツ氏の講演概要から抜粋する。「我々人間は自然の一部であり、それゆえ、我々と共に自然全体を形成している他の諸要素を保護する倫理的義務を負っている。しかし、その一方、自然の維持と促進への努力は、非常にエコノミスティックな動機でもある。

我々は、ごく僅かな例外を除いて、エコシステムというものが最も安定したものであることを知っている。このシステムは豊かな種類の多様性を持ち、この上なく多様な形態を有する。したがって、この活動は、環境をできるだけ自然に近い形で発展させていくことを目指している。なぜなら、そうすることにより自然管理が持続的に有効になり、障害を最も早く克服できるようになり、多様な方法で自然とのコンタクトを通じて我々が自然の一部であることが証明され、自然へのフィードバックが可能になるからである。」

注7

地区詳細計画 Baubauplan 06。建設法典による。ドイツでは住宅内の環境を良くする風の道をつくるために、敷地内の建築位置をBプランで指定することもある。

注6

ランドスケープ計画 Landschaftsplan 06。ドイツに特徴的なエコロジカルな自然風景を形成する計画。連邦・各州の自然保護・ランドスケープ保全法による。

注5

風が水が蒸発散により状態が変わったもので、目に見えない水にもなっている。

注4

市域面積のうち六〇％近くが緑化されているなど、その環境施策が市民の支持を得ているほか、開発による自然環境への悪影響を緩和する屋上緑化などの代替措置の技術をパンフレットなどを通じて広報している。

注3

平成一五年一月一八日から三〇日までの三日間。

注2

パリ市(人口二五万人、面積一〇五km²)を訪問。

注1

カールスルーエ市(人口二七万人、面積一七三km²、在バーデン・ヴェルテムベルク州)の合併前はバーデン州の州都であった。現在の州都はシュトゥットガルト市。及びベルリン市(人口三四〇万人、面積八九二km²、二区からなる都市州で首都)を訪問。

NPM手法による公共サービス提供の効率化とその問題点に関する一考察

民営化・民間委託・PFIをめぐる議論を中心として

総合企画局都市再生・臨海部整備推進室

鈴木勇二

はじめに

本稿は、横浜国立大学大学院国際社会科学部研究科派遣の成果のひとつとして右題目の修士論文（以下「本論文」という）について紹介するものである。以下では、紙面の都合上、総括と提言としての最終章の内容について重点的に説明させていただく。

なお、本論文は、法学的視点からの研究というより比較公共政策の観点から、行政学的視点に立ち（注1）、極めて全体論な考察・検討を行ったものであることをお断りしておく。

論文構成と「問題の所在」

本論文は、五章から成り、第一章では、ニュー・パブリック・マネジメント（New Public Management：NPM）の概要について論じ、第二章～第四章においては、NPM手法として民営化、民間委託、PFI（Private Finance Initiative）を取り上げ、それらが公共サービス提供の効率化に

寄与しているのかどうかについて検証するとともに、公共サービスの質に与える影響等についてもケーススタディを通じて考察した。第五章では、簡潔に言えば、NPMの修正について言及し、「公」と「民」の共生という観点から公民パートナーシップのあるべき姿を模索した。

本論文の目的を一言で言えば、公共サービス提供の方策としてのNPMの是非を問うことであり、また、今後の公共サービス提供の方向性を提示することである。結論を先取りすれば、NPM手法は公共サービス提供の効率性の実現という意味においては、一定の効果があるといえるが、一方で、公共サービス提供における効率性至上主義が公共サービスの質的悪化ないし劣化を招き、他方で、効率性の過度の追求がかえって非効率を招いているという二側面がNPMの弊害として認められた。このような結論から、後述する第五章では、NPMの公共サービス提供における浸透を前提としながらも、そこにおける「公」と「民」のパートナーシップを公共サービス提供にとって不可欠な要素と位置づけ、そのあり方

を考察することとした。以下では、「問題の所在」の背景を明確にするためにNPMの概要について若干の説明を行う。

このNPMとは、一九八〇年代頃以降、イギリス、ニュージーランド等において導入された市場的手法を行政に取り入れる制度及び運営を総称するものであり、その特徴としては、成果主義、顧客主義、数値化、インセンティブ、透明性とモニタリング、アカウンタビリティ（説明責任）等が挙げられるが、根底には「小さな政府」の要請がある（注2）。このような特徴を有するNPMは、統一的な理論体系に基づいて構築されたわけではないが、戦後発展したプリンシパル・エージェント理論、取引コスト理論、公共選択理論等の新制度派経済学と経営学を基礎とするニュー・マネジャリズム（new managerialism）の影響を受けてNPMという公共管理論が成立してきたと通説的には説明されている。このようなNPM型行政改革においては、福祉国家は否定されていないが、その「整理縮小」を求める力が働いているように感じられる。しかしながら、わが国のように財政悪化が

極めて深刻な国においては、「小さな政府」を志向するNPM型行革は理に適っており、その適用は不可避であるともいえる（注3）。

このNPMは、一九七九年に政権の座についたサッチャーの一連の行革施策の断行に端を発し、その後、ウエストミンスター体制諸国に急速に波及したわけであるが、わが国への波及については、第二次臨調以降肅々と進められてきた行革の諸施策にもかかわらず九〇年代後半の橋本政権以前においてはNPMの浸透の速度は極めて緩慢であったとみなされている（注4）。しかし、小泉政権以降、NPM型行政改革が強力に押し進められ、「小さな政府」が指向されている。その過程においては、民営化、民間委託、PFI等のように公共サービスの民間開放が進み、公共サービスの供給主体としての公共の役割は漸減している。

その一方で、以上のようにNPMを無批判に受け入れ、ひたすら公共サービス提供を民間にゆだね、公共部門に市場原理を導入していこうとする姿勢に疑問の声がないわけではない。そこで、本論文では、NPM手法として民営化、民間委託、PFIを取り上げ、それらが実際に公共サービス提供の効率化につながっているのかを検証し、また、公共サービスにどのような影響を及ぼしているのかを現状をふまえ、明らかにすることとした。このように、本論文は、効率化という観点から、NPMの是非を問う、NPM手法を通じた公共サービス提供の効果を総合的に検討するものである。以下では、以上の諸点をふまえた上で、NPMの弊害について言及し（1）、次にNPMの修正としての公民パートナーシップ（以下PPP（Public-Private Partnerships）

表1 公共部門改革におけるパースペクティブの変化

	道具主義信奉者アプローチ (NPM的アプローチ)	組織全体的アプローチ
環 境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中位の不確実性とリスク ・ アクターのための労働の明確な分割 ・ 公共支出を減じる圧力 ・ 市場からの圧力 (透明性、反汚職) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高い不確実性とリスク ・ 政府、企業、市民社会の間のパートナーシップ ・ グローバリゼーション ・ 信頼と予測可能性への圧力
主要な注目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供構造 ・ 管理重視 ・ 効率性へのインセンティブ ・ 融通性/自主性 ・ クライアント/顧客重視 ・ 専門性 ・ 運営上の効率/説明責任 ・ アウトプット重視 ・ 短期間重視 ・ 単一目的エージェンシー ・ 分化されたイシュー/プログラム ・ 効率性とサービスの改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガバナンス調整 ・ 政策重視 ・ 有効性へのインセンティブ ・ 参加、全政府的視点 ・ 市民重視 ・ 統合、調整 (水平、垂直) ・ マクロの効率性-効果/説明責任 ・ アウトカム重視 ・ 長期間重視 ・ 複数目的の省 ・ 横断的 ・ イシュー/プログラム ・ リスクマネージメントとイノベーションの促進
挑 戦	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低調なマクロの効率性 ・ 自己中心的 (silo mentality) ・ 調整の欠如 ・ リスクマネージメントの欠点 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異なるアプローチ/価値の均衡方法 ・ 新たな挑戦への適応能力の開発 ・ 利害関係者間の新たなパートナーシップの設定

出所：OECD, Public Sector Modernisation: A New agenda, 26th Session of the Public Management Committee, Paris, 2002, Table 1.を参考で作成。

という。)について述べ(2)、最後に「公」と「民」の共生という観点から、今後の公共サービス提供のあり方について若干の提言を行う(3)。

NPMの修正と「公」と「民」の共生

(1) NPMの弊害と修正
NPMの弊害については、既に若干述べたが、ここでは、さらにOECDで議論さ

れているNPMの効果・影響に対する総括について紹介しておきたい。
現今、世界的なNPMの潮流からすれば、わが国のNPM型行革はいまだ模索の域を無
出ず、他のOECD先進諸国の成功例を無
批判的に受容しているようにも見受けられ

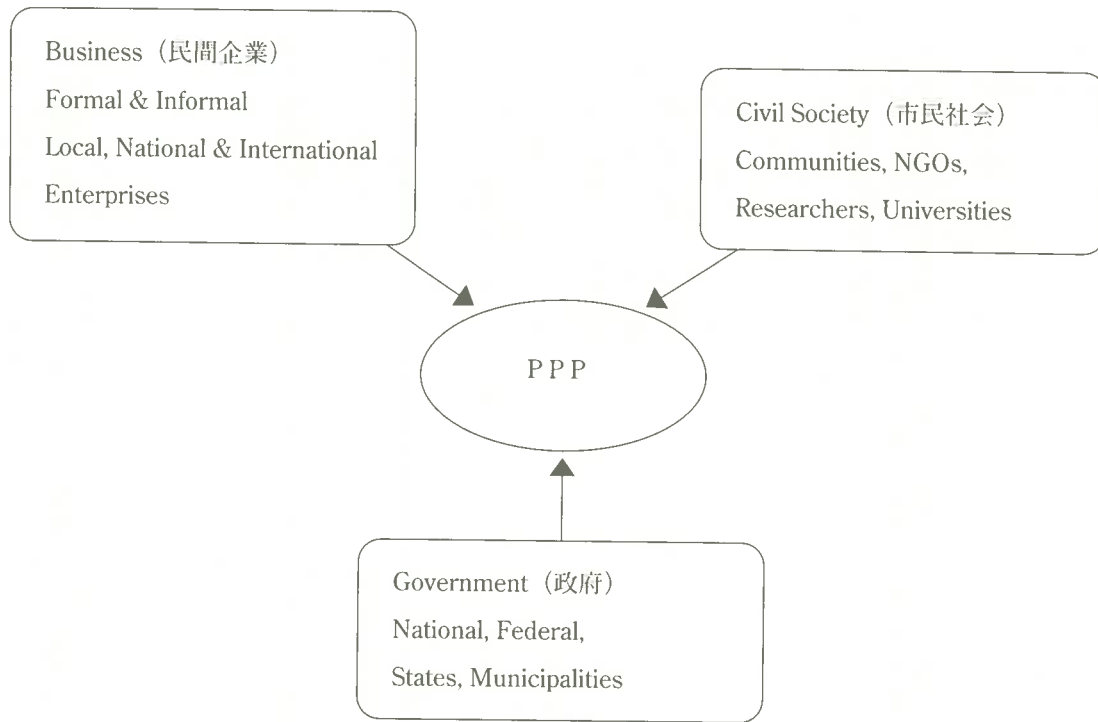
る。このようなことから、英国をはじめとするNPM先進国で生じているNPMの弊害について認識し、その修正の動向に注意を向け、十分に検討することが、今後の公共サービス提供の方向性を見極める上で非常に重要になってくるといえる。
二〇〇三年一〇月、OECDのPUMA (Public Management Committee: 公共管理委員会) は、「Public Sector Modernisation: 公共セクターの現代化」という報告書の中で、OECD諸国におけるNPMの弊害について言及し、さらにその解決に向けたNew Agenda (ニュー・アジェンダ) を提示した。その中で、PUMAは、NPMの結果の評価は様々であるが、「頻繁に注目される成功は、公共管理の効率性にあり、相当の効率性が、政府の関与する活動範囲の縮小や職員配置基準の引き下げ、実質経常歳出の抑制によって増大した」とするものの、「このような変革は、財政問題に直面する国家においては必要であるが、より良い政府のための十分な条件ではないと判明した。」とし、これまでのNPMの問題として以下の二側面を指摘した(注5)。

① 全体システムの問題(注6)

・ 欧州の一部における分権化は地方の民主主義の一新には貢献したが、同時に、地方における財務管理と汚職の問題を増大させた。

・ ニュージーランドの厳格なアウトプット仕様とアカウンタビリティは、多くのサービスにとって、単位原価を低減させた
が、将来の組織能力における投資や政策のアウトカムへの注力に対して予想外の組織全体的な悪影響を及ぼした。

図1 PPPの構成要素



出所：澤井安勇「新時代に向けたプロジェクト・サイクルの再構築」(第3セクター研究会編著『地域経営の革新と創造』(透土社、2000年)) 62頁。

・英国鉄道サービスの民営化は、コストを低減させたが、同時に、サービスの質への信頼を引き下げた。
・アメリカでは、専門技術・知識における民間委託の受容は、人事政策における柔軟性を提供したが、そのことは、連邦公

務員全体の人的資本の能力低下という予想外の悪影響を及ぼしたと大多数によってみなされている。
②ガバナンスの問題(注7)
・英国をはじめオランダ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダでは、英国の

ネクスト・ステップ・エージェンシー (Next Step agency) に代表される一種の外部団体が創設されたことにより、親元の省庁・エージェンシー(執行庁)間の責任や国民に対するアカウンタビリティ、管理・会計等において予期せぬ諸問題が生じた。

・一部のOECD諸国では、公共の発生主義会計への移行によって、それが複雑な会計であるが故に、多くの議員は、公共歳出を監視する能力が減じられたと感じている。

以上のようなNPMの弊害の背景には、効率性の改善が道具的/技術的管理ツールに重点が置かれ、より広範な政府システムへの影響についての熟慮を欠いたまま改革がなされたという経緯がある。このようなことから、PUMAは、鍵となる挑戦は、コアバリューと国民の信頼を維持し、同時に、挑戦に適応する公共セクターの全体的な能力を促進するために、表1に示す組織全体的な観点からそういったツールを利用することであると(注8)。

(2) NPMの修正としてのPPP

(1) から、NPMが公共部門改革にとって、もはや万能ではないことが認識できる。しかし、ここで注意しなければならぬのは、そのことがNPMの終焉を決して意味するものではないということである。ここで紹介するPPPとは、NPMを否定するのではなく、NPMの負の側面を克服し、同時に公共サービス提供の効率化を実現していくという、「公」と「民」の協働枠組みを意味している。PPPという用語自体は、論者によって様々な含意があり、

その意味内容は多様であり確固とした定義づけはなされていない(注9)。以下では、英国ブレア労働党政権下で提唱されたPPPの動向を手がかりに、「公」と「民」のパートナーシップについて論じる。

ブレア労働党政権下で始められたPPPは、以前の保守党政権下のNPMによる過度の効率性追求に対する反省から導入されたものであり、その意味では、まさしくNPMの修正ということができる。ただ、英国においてPPPと言うとき、しばしばPFIと同義として扱われ、公共部門と民間企業とのパートナーシップが想定されるが、本論文ではより広範な図1のような市民社会を不可欠な要素としたパートナーシップをPPPと位置づける。

このようなPPPの枠組みは、公共サービス提供プロセスにおける公民パートナーシップの枠組みに市民社会をも包含させたという点で大きな意義がある。さらに、ブレア労働党政権の推進するPPP下において、VFM (Value for Money) にとどまらずベスト・バリュー (Best Value) という価値判断に基づいて公共サービスが提供されなければならないとなったことは特筆すべき点であろう(注10)。このベスト・バリューという概念は、一九九九年七月に成立した英国地方自治法(注11)の中で、地方自治体の法的義務として明記され、さらに、労働党政権の地方自治の近代化に関する数々の政策をまとめた政策書「Modern Local Government: In Touch with the People」の中の第七章「Improving local services through best value」(「ベスト・バリューを通じた地域サービスの改善」)(注12)では、政府が考えるベスト・

バリエーションの理念が表明されており、以下の記述が、一般的にベスト・バリエーションの定義に相当するものと考えられている(注13)。

それによると、「ベスト・バリエーション」とは、最も経済的効率的、かつ効果的な手段を用いて、サービスに関するコストと質の両方に配慮するという明確な基準をもった、サービスの供給に努めることを義務とする制度である。この義務を果たすために、地方自治体は、住民に対しての説明責任と、広範囲にわたる国民の利益の代表者としての役割を果たすものとして、中央政府に対する責任を有している。」(注14)とある。

このような公共サービスの質への配慮も重視すべきとするベスト・バリエーションの理念は、NPMの弊害を修正するものとして十分評価に値するといえ、また、その理念の実現のために、二十余年に及ぶNPMの歴史の中で軽視されがちであった市民社会をPPPに不可欠なファクターとして組み込む妥当性があるといえるのではなからうか。以上のような一連のNPMの修正過程は、別の見方をすれば、ブレア政権において、行政運営における指針として掲げる「第三の道」(注15)路線(キデンズの主張)に沿って、従前の行政のやり方を見直す気運が高まっていることを示す証左ともとれる。

(3) 公共サービス提供のあり方

PPPの具体的視点とは

ここでは、公共サービス提供の枠組みとしてのPPPに求められるであろう視点として次の二点を提示する。まずひとつは、市民参加という視点であり、もうひとつは、アカウンタビリティという視点である。本来、両視点は、公共管理にとって不可欠な

要素であり、NPMという行革手法との関連のみで論じるべきものではないが、あえてNPMの修正としてのPPPに不可欠な視点として本論文で取り上げた。なぜならば、この両概念こそ、市民社会を中心とした公共サービス提供枠組みにもっとも必要とされる要素であり、行政の民主化を指向するパートナーシップ論の根幹を成すものといえるからである。また、両視点は、相互に極めて緊密な関係があり、一種の依存関係にあるともいえる。

ここで問題とすべきは、PPPという枠組みにおける両視点のあり方であるが、手短かに言うと、①公共サービス提供プロセスにおける政策決定にNPO・NGO等の非営利セクターを参加させていくという「市民の政府」(注16)に向けた統治構造の見直しの②公共サービスの受益者を含めた全てのPPP構成要素間において双方向に説明責任が果たされる重層的(multiple)説明責任の実現という二点を本論文では提言した。

おわりに

以上、本論文について簡単ではあるが、第五章を中心に紹介させていたのだが、公共の役割が問われている昨今、今後の公共政策の方向性について何らかの示唆となりえたこととすれば幸いである。

最後に、NPMの陥穽を克服し、「公」と「民」の共生社会の実現のためには、行政任せの市民ではなく公共サービスを自らが決定づけようとする積極的かつ主体的な市民が前提となることはもちろんのこと、Savasが、「民活化は手段であり、目的で

はない。目的は、より良い政府とより良い社会である。」(注17)と明言するように、NPM自体が目的化する傾向にあるわが国の行革が、「公」と「民」の共生社会に向けて方向転換されるよう意識改革されること

が不可欠であることを付記しておく。本研究にあたっては、指導教官をはじめ様々な方から多くの助言や協力を得ることができ本論文を書き上げることができた。この場を借りて、お世話になったすべての方にお礼申し上げ、本稿を締めくくるとした。

注1 村松敏夫教授は、行政学とは官僚集団の役割と行動を研究対象とし、これに対するアプローチとしては、次の諸点があるとする。すなわち、「第一に、行政は、政府権力の一部としてどの程度影響力があるか、という問いがある。」「第二に、行政学は、政策の実施が本当に政策の目的を達成しているのか、政策の実行が行われているのかを問う。」「第三に、「誰が支配しているかを実施するが、」「いかなる結果をもたらすか」という問いがある。」「二つの観点である。このような意味からすれば、本論文は、第一、第三のアプローチと親和性がある。(村松敏夫「行政学教科書(第二版)」(有斐閣、二〇〇一年)二一四頁)

注2 NPMに関する文献としては嚆矢となるHoood論文においては、NPMには、次のような特徴があるとされる。すなわち、「1)トップに裁量権を与える専門職的経営を公共部門に導入すること。2)業績を評価するための基準と測定方法を明確にすること。3)アウトプットによる統制をより重視すること。4)公共部門において組織単位を分化させていくこと。5)期限付を契約や競争入札によって公共部門において競争を強化していくこと。6)民間企業型の経営手法を活用すること。7)規律と資源利用における後約を強化していくこと。」(Gray, C. Hood, "A Public Management For All Seasons?", "Public Administration, Vol.69 (Spring 1991), pp.44-65) また、大住荘四郎教授は、「NPMの中心概念を次の四つに定式化する。すなわち、1)経営資源の使用に関する裁量を広げるかわりに、業績/成果による統制を行う。そのための限定的な仕組みとして、2)市場メカニズムを可能な限り活用すること。3)民営化手法、エンジニアリング化、内部市場などの契約型システムの導入。4)統制の基準を顧客主義へ転換する。(住民をサービスの顧客とみる) 4)統制しやすい組織に変革(ヒエラルキーの簡素化)すること。」「というものである。(大住荘四郎「ニュー・パブリック・マネジメント」(日本評論社、二〇〇〇年一頁))

注3 実際、二〇〇一年六月の経済財政諮問会議においてまとめられた「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(骨太答申)」(同年六月二

六日閣議決定)では、「ニュー・パブリック・マネジメント」という一項目を立てて、「徹底した競争原理の導入、業績/成果による評価、政策と企画立案と実施執行の分離」等を内容とするニュー・パブリック・マネジメントの必要性を謳いつつ、具体的に次のことにコミットしている。すなわち、「1)民営化民間委託、PFIの活用、独立行政法人化等の方策の活用で費用対効果の事前評価により事業の費用を明確化し政策決定に反映させること3)業績/成果に責任の明確化、事業結果の評価を行うとともに政策決定や予算、人事評価へのフィードバックを行うこと4)行政運営手法を実現し、説明責任を高め、情報公開を定着させること5)会計制度においても、発生主義を念頭に入れたつつ検討を行うこと等」である。

注4 Nascholdは、先進一カ国についての公共部門の改革イニシアティブの比較分析から、NPM型改革は、「英国・ニュージーランド」型モデルと「北欧」型モデルに類型化できるとし、比較的NPMへの取り組みが遅い諸国として、ドイツ、オーストリア、アメリカ、日本があるとする。(F. Naschold, New Frontiers in Public Sector Management, Walter de Gruyter (Berlin), 1996, pp.20-24)

注5 OECD Public Sector Modernisation: A New Agenda, 26th Session of the Public Management Committee, Paris, 2002, para.19.

注6 Ibid., para.20.

注7 Ibid., para.21.

注8 Ibid., para.27.このようなNPMの弊害と修正に関する議論は、DAMAにおける議論に由来する。近年はアカデミックな研究もなされてきた。例えば、Grayらは、米国と欧州を主とする多くの工業先進国において一九七〇年代以降の政策提供の問題や行政当局による頻繁なコントロール不足といった諸困難を克服するための戦略は、最初は、NPM手法を伴ったが、最近では、ネットワークや組織間アレンジメントを重視するようになってきたと指摘する。(Andrew Gray, Bill Jenkins and Frans Leuw, "Collaborative Government and Evaluation: The Implications of a New Policy Instrument", in Andrew Gray, Bill Jenkins, Frans Leuw and John Mayne (eds), Collaboration in Public Services, Transaction Publishers, 2003, p.4) また、Newmanは、英国Society for Public Administration, Vol.69 (Spring 1991), pp.44-65) において、NPMによる断片化の影響に焦点が当てられていることについて、「調整(coordination)の様式として、市場とヒエラルキーからネットワークやパートナーシップへのシフトという見解が説得力をもってきた」と指摘する。(Janet Newman, Modernising Governance: New Labour, Policy and Society, SAGE publications, 2001, pp.15-16)

注9 Savasは、「公民のパートナーシップ」の定義づけについて、主に三つの使われ方があるとし、「1)財と公共セクターと民間セクターが財とサービスを協働生産し提供する枠組みであり、二つ目は、複数の複数のパートナーを伴う民営化インフラプロジェクトに際して使用されるものであり、三つ目のケースとしては、株式会社市場で通常の役割を超え、学校や職業訓練、商業地区の再活性化、都市再開発などに

シドニーでの二年間を振り返って

総合企画局企画部広域企画課・自治体国際化協会シドニー事務所派遣

川村昌子



Volunteering Illawarraにてお世話になったGlynis Szafraniecさんと

財団法人自治体国際化協会シドニー事務所勤務の二年間がもうじき終わろうとしている。文化も行政制度も違うシドニーで、英語での意思疎通に苦労するのは仕方ないことである。しかし覚悟して話しはじめると通じなくても悲しくはならないし、通じていると思っていたのに通じていないということとはあまり起きない。肉屋の店員から出張先の役所の人まで「好意的に受け

注10 なお、わが国のPPPの動向については、経済産業省・経済産業研究所編「日本版Public-Private Partnership: 公共サービスとの民間開放の実現に向けて」(二〇〇二年五月三日)が詳し。

注11 Local Government Act 1999: Part 1, The general duty. 3. (1).

注12 UK Office of the Deputy Prime Minister-Local and Regional Government, Modern Local Government in Touch With the People, 1998, Chapter 7.

注13 財団法人自治体国際化協会編「英国におけるベストバリエーション」(CLAIR REPORT) No.200、二〇〇〇年六月八頁。

注14 UK Office of the Deputy Prime Minister-Local and Regional Government, op. cit., para.7.2.

注15 ギデンスは、「第三の道」において、「第三の道」の意味するところは、「過去二、三〇年間に根源的な変化を遂げた世界に、社会民主主義を適応させるために必要な思考と政策立案のための枠組みである。別の言葉で言い換えれば、旧式の社会民主主義と新自由主義という二つの道を超越する道」である。

注16 沼田良『市民の政府』(公人社、二〇〇〇年)一七一―二〇〇頁参照。

注17 E. S. Savas, op. cit., p.328.



ボランティア講座の様子

入れてもらえれば」という条件付とはいえず、注意深く聞いてくれるし、言葉を選んで話してくれる。彼らとの意思疎通の方が、日本人の同僚との意思疎通より、よほどスムーズにいき、かえって頭を抱えることすらあった。

相当の日本語能力を有する現地職員を雇っているため事務所内公用語が日本語というある意味恵まれた環境で過ごしている私にとつて、最大の試練とも言うべき期間はウーロンゴン市(注)で過ごした七日間なのかもしれない。調査事項をボランティアにしぼって、インターンシップとして昨年六月に五日間、十一月に二日間お世話になった。

初日二日間はVolunteering Illawarraで過ごした。ニューサウスウェールズ州(注)内にある三四のボランティアセンターの一つで、ウーロンゴンを中心とする数市を含むイラワラ地域をカバーしており、運営は連邦や州からの補助金によってなされている。ウーロンゴン市としては住民サービスの一つとしてボランティアセンターの存在を重要視しているため、市が運営に直

接かかっている(注)が、そのようなところは州内に七つしかない。その機能は、ボランティアしたい人と必要としている団体をつなげること、ボランティアの訓練を行うことである。二日目に参加させてもらった「これからボランティアをしてみよう」という人を対象にした講座は、オーストラリアのボランティアについて調べはじめたばかりの私にとつて、とても有意義だった。ボランティアとは無償で非営利団体を通じて時間や能力を提供する活動のことを指すこと、ボランティアは有償労働者の代わりにしなければならないこと、ボランティアは必要な保険で保護されていること、といった基本的なボランティアの概念を得ることができた。事前に調べていて理解し難かった、若者のボランティア参加への動機の一つに「職業経験を得る」というものがあった。説明を聞いてみると、職場環境の一例は体験できるし、職務を垣間見ることだ。いたいは向き不向きがわかる。その職業に就くことを目指して学校に入学して勉強し始めたもの向いていないと気がつくのはもったいないというのが基本発想らしい。

ボランティアが有償労働者の代わりにはならないということ「職業」経験というのは矛盾するように感じていたが、例を説明されてむしろ「職場体験」に近いニュアンスだとようやく理解できた。そのほかに興味深かったのは、「ボランティアは楽しくなかったらやめてはいけない」という説明。たとえ人手不足で困っていることがわかっていようと、楽しめないのならば向いていないのだからやめたほうがいい。体力や時間的余裕といった自分の限度を超えてまで無理して続けようとしてはいけない。わざわざ説明するということは、時に燃え尽きてしまう人がいるのだらうと想像できるが、はじめにこういった説明を受けていれば無理だと感じたとき退きつけになる。このような点も複数あるボランティア募集ウェブサイトにはないメリットなのだろう。

三日目は、ボランティアによる運営の教会でのデイケアサービスに参加。ボランティアも利用者も和気あいあいと楽しげ。ボランティアの年齢も高く、はたから見ていると、誰がボランティアで誰が利用者かわからない。慰問に地元合唱団が訪れていたのだが、びっくりするくらい上手なのだ。ここでも「ボランティアは楽しくなかったらやめてはいけない」がきつときいてくるのだろう。



Botanic Garden Wollongong (ウーロンゴン植物園)にて
Lynne Kavanaghさん(左)、Paul Formosaさん(右)と

ーは道具の管理をしたり、活動記録をつけたりということを担当し、団体をまとめる。ブッシュケアに参加するボランティアは、三日目に出会ったボランティアとは少し様子を異にしている。たいてい自宅近所のブッシュケアであり、自分が汚いのは嫌だからとか虫が出るのは困るからということがきつかけの大きな部分を占める。それゆえ最近では、税金を払っているのだから自治体が片付けてくれて当然という意見も出てきている。現在は受益者負担の精神でかろうじて運営できているが、各自が自由にできる時間が少なくなってきたり、なかで活動に対するモチベーションを維持していくのはますます難しくなっている。また、コーディネーターが何らかの理由で活動を続けられなくなるとグループそのものの存続が難しくなるため、その対応が問題となっている。ボランティアの人に「どうしてボランティア活動をしていますか」と尋ねては「文化だから」と答えられ、しまいは「誰かがしなくちゃいけないからねえ」とさらさらと言われて困っていた私には、「モチベーションの維持は課題なのだ」という

悩みを耳にして、とても新鮮だった。一月には図書館でお世話になった。オーストラリアでは比較的一般的なサービスに、病気や高齢のために借りに来られない人を対象に登録制で図書館が適当に選んだ本やカセットを二週間から一か月に一度、利用者宅へ届けるというものがある。かわり方は自治体によって異なるが、ボランティアの協力が欠かせない。お話を伺ったのは、ボランティアを管理している図書館の職員だったのだが、ここで興味深かったのは、サービス利用者のありようである。ボランティア参加者の多くが人とのつながりを求めている中で、「ありがとう」の一言もないのは、無償であるボランティアのやる気をそぐ。配達に同行させてもらったのだが、玄関先に指定のバックが置いてあるだけの利用者が多く、出てきたとしても終始仏頂面。一〇件程度まわったが、こやかに感謝されたのは三件あったかという状態で、職員が担当している利用者は主に「難しい人」であるということを考えに入れても、寂しい状況である。ボランティア活動は持ちつ持たれつだ、とボランティア活動をしている人に話を聞くとよく言われるが、持ちつ持たれつが少しずつ成立しなくなってきたのではないかという気がした。

私のインターンシップ受け入れもある意味、対応してくれた職員の方々にとってはボランティアみたいなのだったと思う。調査という点では精度が劣るが、インターンシップ(研修)なので当然通訳がつくはずもない。私のような研修生を受け入れることはオーストラリア人でもまれということ、最初は皆戸惑いを隠さなかったが、

最後には「楽しかった」とにこやかに言ってくれた。私はこの七日間にお世話になった方たちに、「巡り巡って」で良いとして、このシドニーでの二年間でお世話になった人々に、持ちつ持たれつが成立するような何かを返せているのだろうか。そうであつたら、うれしいと思う。

注1 川崎市の姉妹都市・シドニーから南に八〇km

注2 シドニーを州都とする。

注3 職員はウーロンゴン市の職員としての身分を有して、事務所も市で管理している。



デイサービスでの合唱団との和気あいの様子

子どももたちに 夢と職業意識を はこびたい

特定非営利活動法人キーパーソン21理事

大枝奈美



「触発のプロセス」 仕事人の講演

万人共通の夢を持ち得ない現代にあつて、子どもたちは将来を見失い、迷っている…

そんな子どもたちに、将来の実現可能な夢として職業をとらえ、自己実現に向けた有意義な時間を過ごしてほしいと願い、活動を始めて丸四年。手さぐり、手作りの活動をつづけてきました。これまでに実施した授業やイベントが二二回、のべ二、〇〇〇名以上の児童・生徒の「夢」を考える機会をつくることができました。

キーパーソン21は、代表朝山あつこの切なる思いから始まったNPOです。その思いに賛同する多くの方々が、未来を担う子どもたちのために、そして、未来の社会のために、知恵と時間と資金を出しあつて、活動をしてきました。この四年の間に、職業観、キャリア教育に関する社会の関心も、だいぶ変わってきたことを痛感します。新しい公共の担い手としてのNPOへの期待とあわせ、キャリア教育への関心の高まりは、私たちの活動への大きな期待と責任を感じさせます。

触発↓考察↓行動 キーパーソン21の手法

キーパーソン21では、「ひとりでも多く子どもたちに自分の将来について考えるきっかけを持たせ、視野を広げ社会へ旅立つことの自覚と自立心を促し、夢と勇気をもつて、生き生きと自己実現へ向かつてすすめる喜びを知ってもらいたい」と考えています。一人一人の子どもたちが真に自分の人生をオリジナルなものとして考えていくために、「触発↓考察↓行動」という三つのプロセスを用意し、それを何度も繰り返しながららせん状に意識の深化を図れるようなプログラムを作り、「自分の夢発見プログラム」と名付けています。「自分の夢発見プログラム」は、小学校六年から高校三年生の「総合的な学習」の時間のなかや、生涯学習施設などでの児童生徒向けや親子向けのプログラムとして、さまざまなところで実施されています。

「触発のプロセス」 おもしろい仕事人がやってくる

現代の子どもたちは、親と教師以外の大人に出会う機会がほとんどないと言つても過言ではありません。人生には正解はない、失敗してもいいんだ、自分で幸せを決めることができるんだ、ということを知るには、

そういう体験をしている大人たちに多く出会うことに勝るものはなく、キーパーソン21では、誇りを持って仕事をする職業人を「仕事人（しごとじん）」と名付け、子どもたちと仕事人の出合いを提供しています。大人の成功談ではなく、自分が仕事によってどれだけ幸せになれたかをリアリティを持って子どもに伝えられる方のみに仕事人登録をいただいています。仕事人の人生



「触発のプロセス」 仕事人と語らう

観・職業観は、これまで学校の勉強のことで頭が一杯だった子どもたちには、ある種のショックを与えます。

『考察のプロセス』 ハッピーキャリア☆プログラム

仕事人のお話は、子どもたちにとって新鮮な驚きではあっても、その人生はその仕事人のものにほかなりません。その感動さめやらぬうちに、「じゃあ、私はどうなのか？」という問いに導き、考える機会を持つことが大変重要です。キーパーソン21では、自分の人生を考えるとというプロセスを、「ハッピーキャリア☆プログラム」と名付け、小中高の子どもたちの発達段階に合わせて、「自分を知る」「世の中を知る」「自立する」の三つのテーマにそれぞれ六つ、計一八のワークショッププログラムを開発しています。

子どもたちは、単純に、仕事が世の中にたくさんあるということを知りません。また、今はない仕事を生み出してもいい、ということを知りません。そして、仕事とは、本来、自分のできることで感謝されてお金をもらう楽しいことである、ということを知りません。まずは、知らないことを知ること。そして、自分で考えること。この二つから始まり、具体的に仕事を考え、実現には何が必要かを考えていく、段階的なプログラム群を構成しています。

『行動のプロセス』 教えて！キーパーソン

触発され、自分の人生と夢を考え始める



『考察のプロセス』自分、仕事、社会を考えるワークショップ

と、子どもたちの中にはさまざまな疑問や戸惑いが生まれます。その悩みは人それぞれ千差万別であり、一様に回答のできるものはありません。

問題意識の芽生えた子どもたちの疑問には、多くの大人たちが支えていく必要があると考え、ホームページ上の個別相談サイ

ト「教えて！キーパーソン」を設けました。ここでは、それぞれの「ハッピーキャリア」を応援する大人たちが応援団となつて、それぞれの疑問・質問に答える仕組みを提供しています。ここで背中を二押しされた子どもたちが自分の足で歩き、迷ったらまた帰って来られる場として機能したいと考え

ています。

自立した仕事人への第一歩

フリーター、あるいは昨今では「ニート (NEET=Not in Education, Employment or Training)」と呼ばれる、フリーターにもならない若者たちが増えてきています。若者の就労問題や、キャリア教育のような教育問題としてだけではなく、本来であれば社会に価値を提供する力が発揮されないなど、産業や労働力の問題としても大変深刻なことです。インターンシップやアントレプレナーシップのプログラム、職場体験学習など、キャリア教育のプログラムはこの数年で多くのバラエティが出てきており、子どもたちの疑問や興味に答えようとする受け皿は、いろいろと用意がされてきているように思います。しかし、「何に興味を持つていいのかわからない」「何もしたいことが見つからない」という子どもたちが数多く存在します。キーパーソン21では、興味や疑問を持たたら大成功！と考えています。問題意識の芽生えた子どもたちを受け入れる場や情報はたくさんあり、そういった子どもは自分の力でそこへいくモチベーションを持つからです。私たちの活動は、まず、そのための素地をつくるのが役割だと考えています。

子どもの成長は段階的なもので、それぞれに自分のペースを持っています。特に、職業意識に関しては、「何歳だからこれ」という正解を提供できるものではないと考えます。「正解のないことを学ぶ」、これは、これまでの学校教育の枠組みの中ではなかなか取り組みがむずかしかったところでも

あり、私たちがNPOとして、教育現場の外側にいるからこそ提供できる価値なのではないかと考えています。

川崎発全国区へ

川崎は、今、音楽のまち、スポーツのまち、自然豊かなまち、など、いろいろな顔で売り出そうとしています。しかし、誰もがイメージできる、忘れられないキーワードのひとつに「産業のまち」があると思います。湾岸での工場群、南武線沿いのハイテク産業群、川崎はその時代時代で、産業の先端を担ってきたまちであることは疑い

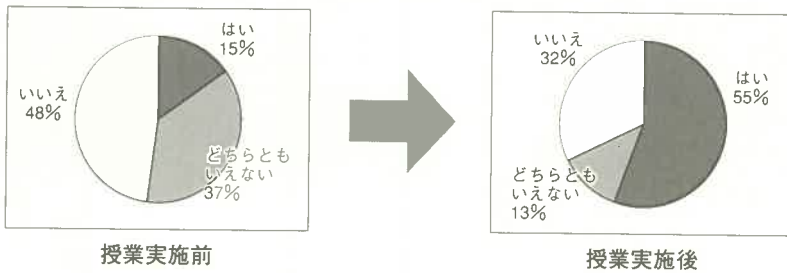
【受講した児童生徒の声】
 ●私は今まで自分の夢・将来のなりたいたことはありませんでした。けど、今日の話を聞いて、なにか、人のためになるような仕事に就きたいと思いました。
 ●「幸せ」というものについて、改めて深く考えさせられました。「幸せ」というものは、物などの目に見えるものとはまた違う、自分には見えないものと教えられとても心に響きました。
 ●仕事はつらいものだと思っていました。でも、つらいだけじゃないことも知りました。
 ●私も将来、楽しいと思える仕事をしたいです。仕事、仕事、仕事…ではなく、仕事と家族との時間の両方を大切に過ごせるようになりたいです。
 ●職業調べでパイロットに興味を持つた。自分の将来の世界が広がった気がする。
 ●今まで積極的に自分の将来のことな

ようがありません。ある会議で、「川崎は機関車の釜焚きのまち。高度経済成長という列車を、真っ黒になつて引つ張つてきたのは川崎という機関車だ」という言葉を聞きました。「川崎のイメージカラーは灰色」という調査結果もあるようですが、これは、日本の釜焚きをしてきた色なんだ、と誇つてもいいのではないかと思います。
 ●今、産業を支え、社会を支えるために必要なのは、誇りを持って仕事をする、新しい仕事を生み出せる「仕事人」です。「仕事人」としてより多くの若者が生き生きとして仕事をするのが、社会の活力であり、経済を支えることは間違いありません。全

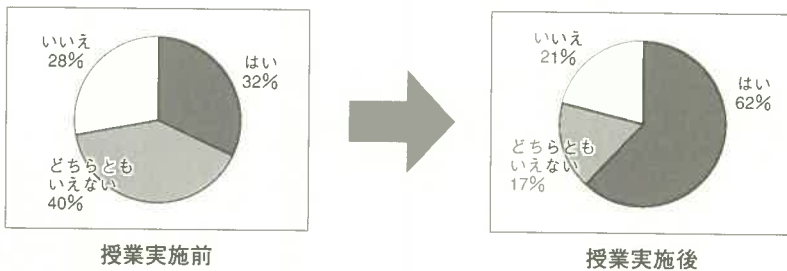
んで調べたことはありませんでした。でも今回将来の夢についていろいろ調べて方法などがわかりとても楽しかったです。
 ●少し社会に対して自信ができました。社会は怖いと感じていて卒業後が不安でした。自分がどういことが出来るのかより、周りが認めてくれるのが一番でした。でも、少し考え方が変わった気がします。
 ●人には色々な道があつてその道を作るのは自分だけだと思いました。
 ●今、高校三年生で、自分の進路を見つめていて、何があつていいのかを考えてきたけれど、本当にそれが見つかるとは、何年後かもしれないと思ひました。
 ●今の時代、大人が子どもの夢をうばうことが多いけれど、夢を手伝ってくれる大人もいるのだと気づいたら、将来のことを前向きに考えられそうに思つた。
 ●生き生きしている社会人の方もいるなと思ひました。

授業前と授業後の生徒の意識の変化（一部抜粋）

Q. 父親が何故仕事をしているのかと考えたことがあるか？



Q. 希望する仕事をするためにはどんな勉強が必要か知っているか？



国的な問題に解を提供し、新たな「釜焚き」として川崎が牽引していきけることのひとつに、「職業意識ある子どもの育成」ということがあるのではないのでしょうか。
 キーバソン21の活動は普遍的なテーマであり、私たちのプログラムに一人でも多くの全国の子どもたちに触れてもらいたいと考えています。これを、「川崎発」として、新たな産業の牽引車として、全国に提供していくことはできないでしょうか。
 残念なことに、冒頭に紹介したのべ二、〇〇人の受講者の中には、今までのところ川崎市内の学校の生徒は含まれていません。川崎が「産業のまち」として全国を牽

引していくためにも、川崎市内のプログラム実施とそれによるフィードバックをもとにした開発を実現したいと思っています。学社連携や、地域連携といわれますが、なかなかひとつひとつの学校現場では、NPOなどの連携をしていくには敷居が高いのが現状です。学校、行政、地域、そして私たちNPOが一体となり、モデル事業や特区なども視野に入れつつ、川崎ならではの取り組みとして、子どもたちの職業意識啓発事業に取り組んでいけば、「川崎の子どもはNETにはならない」と全国に誇れるまちになれる、と、信じています。

かわさき自然調査団とは

特定非営利活動法人かわさき自然調査団事務局

活動の歴史

かわさき自然調査団は、平成一六年度川崎市社会功労賞を受賞しました。

当調査団の歴史は、自然系博物館としての青少年科学館の歴史と重なっています。一九八二年に博物館登録がなされた翌年から、市民ボランティアが集まり、変わり行く川崎の自然を調査・記録する活動が開始されました。

この調査は、川崎市自然環境調査として三〇五年を一つの期間として繰り返され、現在、第六次調査が進行中です。この二三年を超える活動を当初より継続してきた団員もいます。

この長期にわたる活動は、少しずつ内容を充実発展させながら、着実に歩み続けてきました。そして、一昨年一月に、特定非営利活動法人として法人格を取得しました。特定非営利活動法人となった理由の一つは、今まで私達を支え、育ててくれた当時の青少年科学館館長が定年を迎えることとなり、その後の活動の継続について不安を

感じたことです。法人格を取得して、青少年科学館を活動の拠点として、今までと同様の活動を続けられるように、同館と協定を結ぶことを怠りたのです。幸いなことに、昨年四月に着任された後任の館長(ま)は、私達の活動を、より自律的、主体的、永続的なものに押し上げようとして下さっています。当時の館長と後任の館長の推薦によって、平成一六年度続けて三つの表彰を受けましたが、私達の活動をさらに広げるための起爆剤にしたいとの期待からと感謝しています。

ところで、こうした活動が長期にわたって継続できたのは館長の熱意に加えて、館長と私達との間に、日本を代表するような各分野の専門家がいらして、私達を指導して下さいました。例えば、虫嫌いな主婦を虫屋に仲間入りさせてしまうほどの影響力があったのです。長期にわたって活動が継続されているのは、こうした専門家の見識とお人柄によるところが大きいと感謝しています。そして、特定非営利活動法人となった現在も、引き続き私達を指導してくれています。



生田緑地に残る雑木林とその植生調査をする団員たち

活動分野

当調査団の活動の基本は自然環境調査で、植物、シダ、昆虫、クモ、野鳥、地学の各班に分かれて活動しています。毎週日曜日に開催している生田緑地自然観察会では、各班の団員がガイドとして、生田緑地を案内し、自然観察のお手伝いをしています。年間四回程度の青少年科学館特別展示の企画、製作、展示も、当調査団が担当しています。これらは、調査研究による知識と経験に基づき、自然啓発あるいは生涯学習普及活動として位置づけることができると思っています。

また、平成一四年度からは、調査団が市民に呼びかけて「皆でできる自然調査」を実施しています。三年目の今年も、樹林調査とホトケドジョウ調査を中心に、野鳥やセミの調査を実施しています。川崎市の自然についての、こうした形の調査は、今までに例が無く、市民が楽しみながら社会貢献のできる活動であるばかりでなく、この活動を継続し、充実させることで、川崎市域の自然の現況をさらに明確にできると同時に、その自然を保全していくための市民の活動を喚起あるいは活発化できるものと考えています。

都市の緑は、非常に重要な社会資本の一つです。特に、自然、あるいは自然を感じさせる緑、そこに棲息する生き物は、首都圏という位置を考えれば、かけがえのないものです。広範囲におよぶ継続的な調査は、行政と連携した市民活動としてでなければ実現することはできないだろうと思つていません。

設立趣旨書

川崎市は、工業都市として、また首都圏のベッドタウン、あるいは文教地区として発展し続けてきた。しかしながら、都市開発によって市民の生活が向上する一方、環境を如何に保全していくかが重要な課題となっている。

1982年に、川崎市青少年科学館が登録博物館に指定され、翌年、行政・専門家・市民の協働による「川崎市自然環境調査」が開始された。この長期にわたる調査の担い手として活動を開始した市民ボランティアが、今日の「かわさき自然調査団」である。

草木・鳥・昆虫・クモ・土壌動物・気象・地勢などに大きな関心を持つ様々な立場の市民、概ね100名が「かわさき自然調査団」を組織し、ボランティアとして活動してきた。

活動は、同科学館を拠点とし川崎市全域を調査の対象とし、自然の現状やその変化を記述することに努めてきた。川崎市域には、今でも多様で豊かな自然の生物相に出会える場所がいくつかある。これらの自然を如何に保全して後世に伝えるかは、私たちに課せられた大いなる課題であると感じている。

1983（昭和58）年の第1次川崎市自然環境調査に始まって第5次同環境調査まで、20年間にわたり、継続した調査を3～5年ごとにまとめて、川崎市教育委員会として調査報告書を発刊してきた。今年3月には、4年間にわたる第5次同環境調査をまとめ、初めて、膨大なデータをCD-ROMに記録して、報告書とした。

活動は、観察、採集、記録、標本作製、分類、分析、報告など多岐にわたり、自然科学各分野の専門家の協力を仰ぎ、同科学館と緊密な連携をとって成果を積み重ねてきた。専門家の指導で研鑽を重ねて高いレベルに達した団員は、同科学館の主催する自然観察会などの講師として川崎市の社会教育普及活動の一翼を担うまでになった。また、同科学館による市民のための展示、印刷物の刊行などにも協力し、同科学館と一体となって、自然環境調査、教育普及活動を進めてきた。蓄積したデータや動植物の標本は、永久保存されるべき市民共有の財産である。

また最近では、川崎市環境局緑政部などとの連携も深め、公園緑地の整備或いは維持管理という現場での調査或いは助言という活動も展開している。

豊かな環境の確保・保全は、これからの大都市における人間社会の潤いと活力のために必要不可欠であり、最も重要な政策課題となるであろう。この環境保全における公共的利益の担い手として非営利セクターを位置づける法的整備も進みつつある。私たち「かわさき自然調査団」は、こうした時代の潮流を踏まえて、今まで長期に渡って継続してきた調査研究活動に加えて環境保全に関連する様々な場面での計画に対して、積極的かつ自主的に、提案或いは提言するという活動を展開すべきと考えざるに成長した。

これからは公共的利益のために、今までの蓄積を活かし、活動の幅を広げて、地域社会に貢献したい。その為に、特定非営利活動法人を設立する。

平成15年8月17日

法人の名称	特定非営利活動法人 かわさき自然調査団
設立代表者	三 島 次 郎

拡大する活動

自然に関する調査研究と自然啓発および生涯学習普及活動が、これまでの活動でしたが、昨年四月から活動拠点である生田緑地のホタルの里で、休耕田を水田に再生する活動を始めました。この活動は、調査・研究に加えて、自然に対して直接的にかかわっていく活動であるという点で、今までの活動と少し異なります。しかし、かつて雑木林を薪炭林として活用し、水田を耕作していた時代のかかわり方は、目的が根本的に異なります。私達の田圃は農業として進めるものではありません。それは、里山らしい景観をつくることであり、そのような環境を好む生き物たちの棲息場所をつくることを目指しています。

活動拠点である生田緑地は、川崎市北西部の多摩区と宮前区にまたがっています。周囲の市街化は顕著で、最初の市街化の波は戸建住宅地化でしたが、現在はそれらがマンションへと変容する第二波が押し寄せて来ているように思えます。

因果関係を明確にするだけの調査をしているわけではありませんが、これら都市化の圧力は、水源の保水量を減少させ、湧水量を不安定にさせ、また、谷戸の夜を明るくしました。まさに「市街地の中の里山」です。

田圃づくりの活動は、このような都市的圧力によって歪められた部分を少しでも自然に戻す、そんなかわり方であると考えています。

こうした自然保全にかかる活動は、苦勞も多い半面、里山の自然に浸かり、自然の

変化を聞き取ろうとすると、多くの情報が得られ、非常に楽しい活動でもあります。

おわりに

特定非営利活動法人かわさき自然調査団は、昨年一月二六日で一年を迎えました。経済的基盤は極めて脆弱であり、こうした活動に不可欠の情報発信もまだまだ不十分と思います。しかし、九〇名を超える団員は、それぞれに豊かな経験と専門知識を有し、個性的で魅力的な面々です。応援してくれる多くの方々もいます。これから活動領域を拡大しながら、活動をさらに活性化していきたいと思えます。

ボランティア活動が継続するための要因は、活動自体の楽しさと社会貢献になっただけという喜びだと思えます。その意味で、私たちの活動が認められ、表彰していただくことに心から感謝しています。

追伸、原稿の校正をしているところに、かながわ県民活動サポートセンターから電話があり、平成一六年度ボランティア活動奨励賞を受賞したとの報がありました。年度末になって今年度四つ目の表彰を白薦で得ました。これからの活動に弾みがつきそうな春となりました。この場を借りて、関係する皆様に謝意を表します。

注 その後平成一七年二月の人事異動により異動されました。



田植えに集まった北部公園事務所の職員、青少年科学館の職員、田圃の元の地主さん、雑木林を育てる会の会長さん、そして調査団の団員たち

住民税の仕組みと 市民税課の仕事

多摩区役所区民生活部市民税課

田中創

●はじめに

都道府県や市町村などの地方公共団体は住民の皆様に対して身近で様々な公共サービスなどを提供しています。それらを運営するためには、たくさんの方の費用がかかります。その費用を多くの人に出し合ってもらうのが税金です。今回はその税金のなかでも川崎市の歳入の大きな柱のひとつである住民税について説明したいと思います。

●住民税とは

では、住民税と聞いてどのような事を思い浮かべますか？

税金と聞くと、消費税など身近な税金を思い浮かべ、住民税の具体的な内容まではなかなかわからないと思います。

かくいう私も、この職場にくるまで税金なんて新聞などの経済記事で見たくらいで、具体的に税金にどんな種類があるかは知りませんでした。

まず、個人の所得に対する税金は大きく分けて二種類あります。国に納める所得税と市町村に納める住民税があります。その

住民税とよばれる税金にも大きく分けて二種類あります。法人に対するものと個人に対するものです。そのなかで私がこれから説明するのは個人に対する住民税です。

●個人の住民税（市民税、県民税）

個人の住民税には市民税と県民税があり、県民税も含めて市に納税していただくことになっています。

では、個人の住民税とはどのように計算されているのでしょうか？

住民税は前年一年間の収入をもとに翌年に税金を課税します。そのため、入社一年目の人は基本的に住民税はかかりません。そう言うと、「そんな事はない、税金はとられているよ。」と言う方もいらっしゃるかと思います。それは所得税と勘違いしている方もかもしれません。

所得税は所得が発生した時点（つまり、給与をもらった時点）で源泉徴収されますが、住民税は会社からの報告書や本人からの申告書に基づいて前年一年間の収入から税額を計算して課税します。

市民税課では「公社を辞めて今年働いて

いないのに、なぜ住民税がかかるのか？」というご質問を受けます。これは上記のような理由からきています。例えば、昨年中に一定所得金額があつて、今年は収入がない場合は、所得税はかからないが、住民税は課税されるということになります。

●住民税の計算方法

住民税の計算方法はまず、収入から経費を引き所得金額を求めます。そう言うと、「私はサラリーマンだから経費なんかない。」「自営業の人は経費が認められるのに、サラリーマンはスーツなどを買つても経費として認められないではないか？」というご質問を受けます。

それは誤解です。かくいう私もこの仕事をするまでそう思っていました。確かに自営業（営業所得）の方は収入から必要経費を引いて所得金額を計算します。しかし、サラリーマン（給与所得）の方は収入に応じて必要経費（給与所得控除）が自動的に算出されるのです。また、アルバイトの人にも基本的に給与収入になります。「アルバイトだから税金がかからないのではないのか？」とか「学生だから税金がかからないのではないのか？」というご質問がよくありますが、それも誤解です。前年中に一定所得金額があれば、学生でもフリーターの方でも住民税はかかります。

次に所得から所得控除を引きます。これは何かといえますと納税義務者の個人的な事情（例えば医者にかかつて医療費が多いとか家族をたくさん養っているなど）に応じた控除です。医療費控除や扶養控除、生命保険料控除がその代表例です。

この所得から所得控除を引いたものを課

税所得金額といいます。この金額に対して税金を計算します。これが所得割といえます。それとは別に、一定以上の所得金額があれば、控除の有無にかかわらず基本的に四、〇〇〇円の税金がかかります。これを均等割といいます。均等割と所得割をあわせて住民税の税額が算定されます。

●住民税の判定日

個人の住民税はその年の一月一日に住んでいた自治体で一年分の税金がかかります。例えば、一月一日に川崎市に住んでいて二月に横浜市に引越しても一年分の税金が川崎市でかかります。その代わり横浜市ではかかりません。これは重複課税を防ぎ、何回引越してもあくまで一月一日に住んでいた自治体のみが課税できるということなのです。

●区役所の市民税課とは？

川崎市では、給与天引きで住民税を納めている人については市役所の市民税課が、納税通知書で支払う人は各区役所の市民税課（大師、田島支所管轄地域は支所税務課）が担当しています。

区役所の市民税課の大きな仕事は、まず会社から送られてくる給与支払報告書や、確定申告書、住民税の申告書に基づいて税額を算出し、六月に納税通知書を送ることです。また、毎日の様に申告書などがきますので、その都度税額を計算しています。そして、申告されていない人に対して申告を促すのも区役所の市民税課の仕事です。

「申告してください」という書類を送付すると必ず、「昨年中は収入がないのに申告しなくてはいけないのか？」というご質問

問を受けます。

税務署にする確定申告は所得がある人が対象なのですが、市民税は前年中に所得がまったくなっても、「収入がなかった」と申告しなくてはなりません。したがって、申告の方法は様々ですが、基本的には皆さん誰もが市に申告していただかなくてはならないのです。

●市民税課で感じたこと

市民税課の仕事で大変なことのひとつに、確定申告の時期が始まる二月の中旬から申告書などが大量に送られてきて、毎日夜遅くまで土日も休みなくデータの入力、チェックをすることがあげられます。そして、六月に納税通知書を送ると電話が常にかかってくる。最初この職場に配属になった時は驚きました。

また、住民税のデータは国民健康保険料や介護保険料などの算定基準のひとつになりますので、課税額を変更すると国民健康保険料も変更される場合があります。「どうして、健康保険料が変わったのか？」という問い合わせをよく市民税課で受けます。市民税課の仕事は税金の知識のみならず、幅広い関連業務の知識が必要な時もあります。

●最後に

職員は一人で数多くの申告書などを取り扱っている中で、市民の方ひとりひとりを相手にしている意識が希薄になる時もあります。しかし、市民の方にとってはたとえ非課税であっても、自分の住民税に関する意識は高いと思います。私は住民税が市民生活にかかわっている認識を常にもってこの仕事に取り組みなくてははいけないと考えています。

記者の目

川崎らしい国際交流を

NHK川崎記者室

若槻真知

川崎担当になって四か月。国際交流を目のとした催しや企画が数多いことに驚いている。それも料理を通じて交流を深めようという手軽なものから、興味のある国の言葉や歴史を学ぶ教室、海外で援助活動を行うおうちというものなど種類も幅広い。

ちょうど世の中は空前の韓国ブーム。川崎でも言葉を学ぶ人は増えているようでハングル講座は人気が高いという。また「コリアタウン」では韓国の人気俳優の写真を飾る店が出てきた。聞くところによると、韓国の秀麗な味わいたいと訪れる客も増えているという。この一年間で韓国を訪れた川崎市民も増えたに違いない。

そんな中、先日、高校生による日韓交流の取り組みを取材する機会があった。川崎市と姉妹都市の関係にある韓国・富川(プチョン)市の高校生が川崎を訪れ、川崎の高校生と交流を行った。目的は日本と韓国との歴史について学ぼうというもの。高校生自身を中心となって企画したまさに草の根レベルの交流だ。高校生達はコリアタウンを見て回り、一世の在日コリアンに

両国の歴史についての話を聞いた。ある種お祭り騒ぎのような韓国ブームの一方で、一世の話は彼らにとって決して楽しいものばかりではなかったに違いない。しかしそれぞれが歴史を学ぶことの意味について考え、意見を交わすことが出来たからこそ、より深い友情を感じることができたと思われたい。在日コリアンが多く住み、これまで様々な取り組みが行われてきた川崎らしい交流だったと思う。

国際交流と一口に言ってもやはり方は多様、目的も異なるのは当然だ。川崎にはこうした在日コリアンをはじめとする在日外国人の意見を市政に取り入れるなど、他都市に先駆けて国際交流を大切にしてきた実績がある。今後もそうした実績を生かした川崎らしい、そして川崎ならではの様々な国際交流の取り組みに期待したい。

バックナンバー紹介

■政策情報かわさき16号特集

- 【特集】これからの地域コミュニティを探る
- ◆「ハネルデイスカッション」まちを耕す「小さなまちづくりとコミュニティ・デザイン」【コーディネーター】延藤安弘【パネリスト】川崎泰之／梶谷有華／武道子／阿部孝夫
- 都市部における地域社会を考える(棚橋匡)
- 学校施設を利用した地域拠点施設の可能性について「虹ヶ丘小学校コミュニティイルムの取り組みを踏まえて」(武田拓明)
- 公園づくりを通じた地域コミュニティ(大倉雄一)
- 地域で取り組む子育て支援の現状と課題「中原区役所が進めるヘルスプロモーションの実践」(美馬和子)
- 総合型地域スポーツクラブによる地域づくり(高橋勝美)
- ◆地域コミュニティ実態調査「五つの地区における地域活動を通じて」●「川崎区小田地区」まちづくりクラブを中心とした地域コミュニティのすがた(荻原圭一)●久保真人／今村健二／鈴木洋昌
- 「中原区新城地区」商店街活性化の取り組みと地域の中での役割について(廣井健進)●「垂井」沿「勝山慶」／照屋初美
- 「宮前区菅生地区」市民がづくりあげてきたまち・菅生(安生浩二)／小野隆／鴻巣玲子
- 「多摩区三田地区」NPOによる地域福祉の取り組みをめぐって(伊藤和良)／鈴木洋昌
- 「麻生区岡上地区」地域資源とコミュニティの行方 ①飛び地・岡上②地域の記憶を読む(伊藤和良)／中村茂
- 地域社会と大学と(和光大学人間関係学部教授 鈴木勤介)
- ◆川崎市におけるコミュニティの位相と、コミュニティ施設等に関する行政課題について(伊藤和良)

川崎発 個性を發揮する 顧客密着店

経済局産業振興部
商業観光課主査

若松秀樹

CRM (Customer Relationship Management) と呼ばれる経営手法がある。直訳で顧客関係性管理といわれ、詳細な顧客データベースの活用により、企業が顧客と長期的に良好な関係を維持するための企業活動を指す。ダイレクトメール戦術や、コールセンター運営などへの応用によって、近年大企業で注目されている。しかしながら、この手法は、小型商店が昔から最も得意としてきた営業のやり方を、大企業が取り入れようとしている手法ということが出来る。小型商店だからこそできる、なじみ客との緊密な交流、一人一人に合ったきめ細かな対応、後々までの面倒見の良さ、といった人間味あふれる営業が、企業活動の中で、いかに大切であるかが見直されている。

今回紹介する三店舗は、強烈的個性を發揮し、そのメッセージを発信し続けることによって、地域のお客様とのつながりを強め、固定客を掴んだ成功事例である。なお、この三店舗は、平成一六年度優良小売店舗表彰において市長賞を受賞している。

フランスの街角が新百合ヶ丘に ▲アンジュ

本格的なフランス料理で、ランチ、ディナーとも、予約しないとなかなか席につけない状態が続いている新百合ヶ丘のフレンチレストランである。

オーナーシェフの大内利修氏は、某有名ホテルで長年シェフを務めた業界では有名な人物であるが、「小さな店舗で、少ないスタッフで営業すれば、高品質の料理を、カジュアルな価格で楽しんでもらえるはず。」との信念から独立を決意し、平成一五年五月に開店にこぎ着けた。ランチ一、〇〇〇円、ディナーコース三、〇五〇円で提供しており、地元を中心とした女性客で平日、土日とも連日満席の状態が続いている。

専門店街内にある店舗の外観は鮮やかなブルーが基調で、内装はフランスの街角を意識した白色基調のカジュアル風の明るい開放的な店舗となっている。店内の壁面に



レストラン アンジュのオーナーとスタッフ

は、地元の画家による爽快なイメージの風景画などを飾っている。

材料の充実の度合いが料理の質を大きく左右するとの考えから、仕入れには経費を惜しまないが、人件費を絞り、調理はオーナーシェフが一人で切り盛りし、洗い場とウエイトレスは各一人配置で運営している。一般的には限界と言われる原価率で高品質の料理を提供できているのは、人件費圧縮と顔なじみを同時に可能にする全一八席の「小さな店舗」が効いているためである。

会社概要

店名 レストラン アンジュ
所在地 麻生区上麻生一六―三
マプレ二階一〇B
代表者 大内利修
業種 レストラン(フランス料理)
電話 〇四四―九五四―五五四九
従業員 三人
創業 平成一五年五月



フランス風かつコンパクトな店内

健康は人をやさしくする ▲溝の口漢方薬局

健康のために必要な三つの要素(漢方・養生・体質)についての、総合的な相談を行っていることで、固定客からの圧倒的な信頼を勝ち取っている漢方専門薬局である。漢方薬局は、最近ではそれほど珍しい存在ではなくなった。その中であって、中国伝統医学を永年学んできたオーナー社長の柏崎泰子氏は、「健康に関する正確な情報と、最高品質の製品を紹介することにより、人生の幸せづくりのお役に立つ」を基本コンセプトとして、特色ある店舗運営をしている。

特徴の一つは、店舗をいかすことである。落ち着いて話せる店づくり、個々のお客様に則した対応、信頼できる商品群、スタッフの専門知識など、お客様を中心に据えた、心が通い合う、商いを徹底することで、小型小売店舗の特徴をいかしている。



溝の口漢方薬局・交差点に面する店の外観



落ち着いて相談できる店内

二つ目は、他店との差別化である。健康講座や気功教室、カウンセリングを行うなど情報提供を徹底することで、他店では得られない情報をお客様に届け続けている。三つ目は、こだわりを持ち、提案していくことである。「はーとめる」というレターをスタッフ全員で作っている。売れる物ではなく、責任の持てる売りたい物を販売する、といった強いメッセージ性がお客様を引きつけている。

経営資源の小さな商店がお客様の支持を集めるためには、接近戦に持ち込むことが大切である。この名店は「顧客密着」を、着実に、心をこめて実現している。

会社概要
 店名 溝の口漢方薬局
 所在地 高津区溝口二一五―八
 代表者 柏崎泰子
 業種 漢方薬局
 電話 〇四四―八一一―一八七二

従業員 二人
 創業 昭和六二年七月(現在地に移転
 平成二二年三月)

国際レベルのハム・ソーセージと天然酵母パン

▲バツケン ウンド ヴラーテン
 ハム・ソーセージなど食肉加工品と、天然酵母のパンを製造販売している「ロコミ」でお客様が広がる新百合ヶ丘の新しい名店である。

オーナー社長の柴谷千秋氏は、若くして数々の国際コンテストで、食肉加工部門の賞を受賞している世界に通用する「職人」である。ドイツ製法の食肉加工品を日本人向けに塩分、脂肪、香辛料を控えて製造し、添加物も最低限に抑えており、時間を惜しまない熟成をさせている。季節限定品にも力を入れ、地元特産の柿や梨を使った商品開発にも挑戦している。また、天然酵母パ



天然酵母のドイツパン

ンも粉、塩、酵母、水の味と安全性にこだわり、「何処にでもある商品や流行の商品は作らない」と言い切っている。ドイツビールやヨーロッパワインも販売しているが、自店のハム・ソーセージ・パンに合うよう品揃えに気を配っている。

次から次へと広がる「ロコミ」は、この商品力だけで生み出されているわけではない。職人特有の自己満足に陥らず、お客様を大切にするを具体的に実践している。例えば、各商品の特徴を十分に説明できるよう、スタッフ全員に対して勉強会を開いているほか、お客様の好みなどを従業員間で報告させている。また、対応は目を合わ

せて行なうようにして、目に見えないお客様とのつながりを大切にしているという。製造・販売が一体となった「お客様志向」こそが、この名店からのメッセージである。

会社概要

店名 バツケン ウンド ヴラーテン
 所在地 麻生区上麻生二一六―三
 マブレG階―一
 代表者 柴谷千秋
 業種 食肉加工販売・パン製造販売
 電話 〇四四―九五―一四三八六
 従業員 五人
 創業 平成一五年三月



バツケン ウンド ヴラーテンのオーナーとスタッフ

川崎市政日誌

(2004年7月～12月)

七月一日

市は市制八〇周年を迎え、ミュージアム川崎

シンフォニーホールをJR川崎駅前開館し、同時に市制八〇周年記念式典を開催。財団法人神奈川科学技術アカデミー理事長で、二〇〇四年四月に日本国際賞を受賞した藤嶋昭氏に市民栄誉賞、前市長の高橋清氏に市政特別賞を贈呈。式典では、バイオルガンによるオーブニング演奏や「交響詩かわさき」シンフォニーを奏でる街の演奏など、こけら落としの公演を開催。「音楽のまち・かわさき」として新たなスタートを切った。

市観光協会連合会は、市内のグルメ情報をまとめたグルメマップを作成、配布を開始。

市は、ホームレスに対する緊急援護事業として、一九九四年に開始した「パン券」事業を縮小。支給単価を五〇〇円以下に抑え、一食分の弁当と食パンを支給。

溝の口駅南口駅周辺の駐輪場整備にあわせ、市は市内三〇箇所目の「放置自転車禁止区域」を指定。これにより、予告なしで自転車の撤去が可能に。

敬老バスの有料化を実施。一ヶ月千円、三ヶ月三千円、一年一万二千円となった。

七月二日

川崎フロンターレと横浜FCの市制八〇周年マッチが等々力競技場で開催。試合前には、洗足学園音楽大学シンフォニック・ウインド・オーケストラの演奏会と

七月三日

市は、「市長への手紙」や「インターネット公聴」を集めた二〇〇三年度版の「市民の声年報」を発表。手紙は前年度を下回ったものの、電子メールが約四〇％増加、総数も過去最高の三五一八件。

財団法人神奈川科学技術アカデミーは、かながわサイエンスパークなどと連携し、KSPの西棟に「KSPテクノプラザ」光触媒」開設。産業の発展を後押しする。

七月五日
市立中学校五校のうち、二〇数校が、保存を要する職員会議の議事録などを廃棄していたことが明らかに。通常五年保存で情報公開請求の対象となる文書の不在で対応に苦慮。

七月一六日
市住民投票制度検討委員会（委員長・寄本勝美早稲田大学教授）は、中間報告書を公表。個別設置型と比較した常設型のメリットや、外国人や未成年者への投票権付与を提言。

七月一七日
川崎大師平間寺境内で夏恒例の風鈴市（川崎大師観光協会主催）が開催。特設会場の風鈴は、北海道から沖縄まで四五都道府県の七五〇種類、二万三千個に及ぶ。

七月二〇日
関東各地で気温が観測史上最高となり、市内でも三八・三度を記録。男女四人が病院に搬送、二人が入院。

七月二二日

宮前署は、多摩区内に住む市民局勤務の男性職員を強制わいせつ容疑で書類送検。市は同職員を懲戒免職処分とした。

七月二八日

阿部市長は、議員全員説明会に臨み、川崎再生に向けた市政運営の基本方針となる新総合計画（二〇〇五年四月スタート）の基本構想案を発表。新計画は、政策の方向を掲げた十年程度の基本構想と、具体的な取り組みや成果目標を示した三年程度の実行計画の二層構造とし、持続可能な市民都市づくりを目指し、七つの基本政策を掲げた。

七月三〇日
市は、三か所ある市民保養所の二〇〇五年三月末の廃止を公表。箱根と東伊豆の保養所は廃止後、民間事業者に貸し、その後売却する。

市は、平成一五年度の決算状況を発表。一般会計では、市税収入が固定資産税や個人市民税の落ち込みなどで前年度比七十六億円減の二千五百五十一億円。自主財源比率は政令指定都市移行後最低の六〇・九パーセント。病院事業会計は八億三千万の純損失で、累積赤字は百六十四億円に及んだ。

八月三日
市は、子どもの権利に関する条例に基づき、子どもの権利を守るための行動計画を今年度中に策定する方針を発表。これは、市子どもの権利委員会（委員長・荒牧重人山梨学院法科大学院教授）の答申を受けたもので、子どもたちが自らの意見を主体的に表明できる機会の拡大な

八月一〇日

市は、市内の一八の測定局で監視した二〇〇三年度の大気汚染状況を公表。浮遊粒子状物質と二酸化炭素は減少傾向。両物質の最高値は、国道一号と同四〇九号が交差する遠藤町交差点近くの御幸小学校で記録。

八月一日
川崎臨海部に立地する企業を中心となつて産業活動と環境の調和を目指す「産業・環境創造リエンゾンセンター」（LCEE、川崎市川崎区南渡田町、久保孝雄理事長）がNPOの認証を受けた。民間企業主体で、地域経済の振興と環境をテーマにしたNPO法人の設立は全国初。産官学と市民が連携して臨海部の再生に向け、資源・エネルギーの循環など環境調和型のまちづくりを進める。

八月一七日
市自治基本条例検討委員会（委員長・辻山幸宣地方自治総合研究所理事）は、最終報告書を阿部孝夫市長に提出。区民会議の創設や常設住民投票の制度化など、市政への住民参加を一層推進する方策などを提言した。

八月二二日
川崎市制記念多摩川花火大会（川崎市、市観光協会連合会など主催）が多摩川河川敷で開催され、約二十八万五千人が訪れた。

八月二五日
市は、ホームレスの生活の場となる「グループホーム（就労支援小規模宿泊施設）」を運営する個人又は民間団体に対し、九月から助成金制度を設置する方針を公表。あわせてホームレスの社会参加を促す事業にも助成し、市民レベルのホームレス

自立支援活動の促進と充実を図る。
八月二六日

川崎球場は、人工芝の張替えに合わせ、アメフト用の常設ラインを埋め込んだ準専用グラウンドを完成。

九月一日

京浜臨海部の活性化策について、県と川崎、横浜両市、商工会議所などによる「京浜臨海部再生会議」は、昨年六月から今年七月までの検討結果を公表。羽田空港再拡張ともない川崎市側に空港関連機能を持たせる「神奈川口」と空港とのアクセス道路のルートや構造等を年内に取りまとめるよう提言。

防災の日で、市は大地震を想定した「市総合防災訓練」を実施。市民、市消防局や県警、陸上自衛隊など関係機関約九〇団体、約二千二百人が参加。地域の災害対応力の向上のため、初めて中央会場を設けず、JR川崎駅周辺、住宅などが集まる富士見公園周辺、臨海部の扇島地区の三か所を会場とする分散型として実施。

九月二日

七月の参院選での選挙違反事件で、公選法違反の罪に問われ、罰金五〇万円の略式命令を受けていた市交通局の労働組合委員長、書記長、書記次長の停職六か月の懲戒処分が決定。

九月三日

市は、市政運営や自治のあり方を定めた自治基本条例の素案をまとめ、市議会総務常任委員会に報告。地域の課題を解決する自治の拠点としての区役所の位置づけや、区民が地域の重要課題を審議する「区民会議」の設置等を規定。

九月六日

財団法人かわさき市民活動センターは、市民団体やボランティア団体の事業を対

象としたかわさき市民公益活動助成金制度を新設。総額は千二百万円。

市出身の歌手、故・坂本九さんをしのぶ「坂本九企画展 笑顔の扉」が川崎信用金庫本店ロビーで開催。

九月七日

サントリー多摩川工場跡地に「商品開発センター」が完成。食品研究所のほか、酒類研究所の機能も集約。

九月八日

市人事委員会は、民間事業者との格差がなくなつたため、本年度の市職員の月給や期末・勤勉手当について、水準改定の勧告を見送つた。昭和四七年度の勧告制度スタート以来、職員の給与据え置きははじめて。

九月一三日

市は、スポーツ活動を通して、市民に元気を与えてもらおうと、市内をホームタウンとするトップスポーツチームや市内を本拠地として活動するトップアスリートを対象に「川崎市タウンスポーツパートナー制度」を創設。川崎フロンターレや東芝野球部などを指定。

九月二二日

市は、平成一六年度の市文化賞と市社会功労賞、スポーツ賞、アゼリア輝賞の受賞者計七個人一団体を発表。行政法学者の原田尚彦東大名誉教授、日本画家の大矢紀さんが受賞。

九月二五日

新総合計画基本構想素案と自治基本条例素案に関するタウンミーティングを高津区のすくらむ21で実施。関係者約三〇〇人が出席し、自治基本条例制定の理由や、市営地下鉄の予定などに対する質問がなされた。

九月二六日

川崎フロンターレは、茨城・笠松運動公園陸上競技場で水戸ホーリーホックに二一で勝利。五年ぶりの一部昇格を決めた。

一〇月二日

川崎フロンターレは、ホームの等々力陸上競技場で横浜FCに四一〇で圧勝。J二での優勝を決めた。

一〇月八日

JTBは、「るるぶ川崎市」を発行。市内の飲食店や観光スポットとともに、川崎市は工業地帯のイメージが強いため、多摩川沿いの緑などをアピールする内容となつている。

一〇月九日

日本列島に甚大な被害をもたらした非常に強い台風二二号は市内でも道路の冠水による通行止めや住宅の床下浸水、斜面緑地の崩壊などの被害をもたらした。さらに、計三人が重軽傷を受け、多摩川が警戒水位を超え、幸区で住民三三人が一時避難した。

一〇月一九日

市は、優れた技能や技術を有し社会貢献にも積極的な「かわさきマイスター」の認定者を発表。広告看板製作や洋菓子土、食肉加工士など多様な顔ぶれとなった。

一〇月二四日

高津区の一〇年後を見据えた「都市計画マスタープラン」の区民提案が公表。重点目標は街並みのルール作りや大山街道など歴史的資源の活用、防災力向上など。提案の推進を図るため、既存の同区まちづくり協議会との連携も打ち出した。

一〇月二五日

多摩区宿河原に建設中の総合病院「北部医療施設」の正式名称が「市立多摩病院」(三六七床)に決定。

一〇月二九日

かわさき市民祭りが開幕。川崎区の富士見公園一帯を会場に三〇〇余のパザールや各種遊戯コーナーを開設。

一一月一日

市交通局は、市営交通の開業六〇周年を記念し、バス乗車カードとミニカーを発売。既に姿を消した市電や旧型バスの姿を通して市営交通の選歴をアピール。市は、市民保養所が年度末に廃止されることを受け、市民が温泉地にあるホテルや旅館に安い料金で宿泊できるサービスを開始。群馬の草津温泉など約三〇施設を市備の二割程度安く利用できる。

「かわさきの銘菓」をつくるため、かわさき名産品認定事業実行委員会は銘菓の募集を開始。この事業は「BUYかわさきキャンペーン」の一環。市内で作られる商品の名産品に認定し、川崎のアピールを目指す。

一一月一〇日

首都圏の大都市自治体の首長が広域課題について話し合う八都県市首脳会議(首都圏サミット)が千葉市内のホテルで開催。「三位一体改革」をめぐる国の姿勢に批判の声が相次ぎ、地方税財源の充実が図られない場合、国の法定受託事務の返上も検討すること一致。

高津区役所の女性係長が、出産や死産の際に支給される国民健康保険出産育児一時金の申請書類を偽造し、一時金九件分、計二七〇万を騙し取つていたことが判明。市は懲戒免職処分にし、詐欺容疑で告訴することを公表。

一一月一日

二〇〇三年一月に、川崎市の市立東大島小学校で、放課後に児童を預かるわくわくプラザの時間中、二階の窓から男児

が転落し、頭の骨を折るなど重傷を負った事故で、川崎署は業務上過失障害の疑いで、同事業の担当課長らを書類送検。

二月一八日

赤字が続く市営バスの経営改善を検討してきた市長の諮問機関「市バス事業経営問題検討会」（座長・佐々木弘放送大学教授）の答申が明らかに。経営の厳しさを指摘しながらも地域の生活路線の維持といった公営バスの役割を重視した内容。

二月一九日

川崎商工会議所は、臨時議員総会を開き、新会頭と新副会頭を選出。新会頭はJFEエスエスの長沢頼問、新副会頭は、川崎ステーションビル小西会長、魚津昭和薬品工業代表取締役、西岡東芝エレベーター相談役、山田KSP社長が就任。

二月二三日

川崎フロンターレは、ホームの等々力陸上競技場でヴァンフォーレ甲府と対戦、四一二で勝利。勝ち点は二〇二、今季の通算得点は二〇一となり、優勝後の目標だった両方の「二〇〇」超えを達成。Jリーグ史上初となる快挙で、今季のホーム最終戦を締めくくった。

二月二六日

市は、JR川崎駅東口の商店街一帯で「光と音の散歩道」を作った。映画をモチーフにしたイルミネーションで通りを飾るとともに、多くの人に親しまれている映画音楽も流し、街を映画一色に演出。

二月二六日

七五年の歴史をもち、二年前に閉園した小田急電鉄の向ヶ丘遊園の跡地利用について、小田急電鉄会社と市は緑地保全と跡地の有効活用などで基本合意。跡地内の緑の保全と市民への開放、一般マンションは建設せず、医療福祉関連施設など

を建設する内容。あわせて、市は跡地内の緑地保全のため、新たな「都市計画緑地」への編入や、税制面での支援の方針を公表。

二月二六日

市立川崎病院の救急搬送の受け入れ拒否によって、長男が窒息死したとして、川崎区在住の両親が市を相手に慰謝料など約二〇〇万円を求める損害賠償訴訟を横浜地裁川崎支部に提起。

二月二九日

市営地下鉄「川崎縦貫高速鉄道線」代替ルートについて、国土交通省は自民党国会議員と同党川崎市議団に対し、「起点や終点の変更によって、現行計画とは別の計画となり、補助採択や事業許可の前提の変更が必要」との認識を提示。

二月三〇日

市環境保全審議会（会長・進士五十八東京農大理事長）は、飲食店などの都市型の悪臭への指数規制の導入とともに、時間帯や地域性などを考慮した規制基準案に沿って対策を講じるよう、阿部市長に答申。平成一七年度に公害防止条例施行規則を改正し、指導根拠の明確化を図る予定。

川崎区の臨海部にある研究開発拠点「TINK」内のビルにベトナムと韓国の二企業の進出が決定。アジア地域のベンチャー企業などの集積や共同研究の土壌となる「アジア起業家村構想」を形成する企業として、その発展が期待される。

二月三日

年末年始の川崎繁華街の夜を彩る「FANTASYかわさきインナイト二〇〇四」がJR川崎駅東口一帯で開始。十五回目を迎えた毎年恒例のイベントは今年、市制八〇周年を記念した「光と音のプロム

ナード」と同時開催。

二月四日

市は、個人投資家向けミニ市債「川崎市民健康の森債」を発行。五年償還で一人一万円から五〇〇万円まで購入可。対象は市内在勤・在住者に限定。

二月一日

小田急多摩線黒川ー永山駅間に建設中だった「はるひの駅」が開業。新しい街の玄関口にふさわしいモダンな駅舎で、上部には小田急電鉄初の風力太陽発電システム約十基を導入。

二月一五日

市の第三セクターで三月に破産宣告を受けたかわさき港コンテナターミナル株式会社（KCT）の破産手続きが終了。事業資金の融資の損失補償として金融機関三社に計九億円を支払う方針を公表。負債総額は約六九億四千万円で確定。

二月一六日

市議会一二月定例会は、市営地下鉄代替ルート調査費や自治基本条例の制定、基本構想の制定、平成一七年度からの病院局設置など四四議案を原案通り可決。

バックナンバー紹介

政策情報かわさき15号特集

- ◆特集 市民生活から見たまちの姿／首都圏に位置する川崎のまちづくりと総合計画
- ◆市民の暮らしから見た今後のまちづくり／川崎市新総合計画の策定に向けたタウンミーティングでの議論から（政策情報かわさき編集部）
- ◆首都圏における川崎のまちの姿
- 川崎市民の生活圏から見たまちづくりの課題（まちづくり局事業推進課主査 小清水 孝・まちづくり局交通計画課 斎藤麻里子）
- 商業から見る市民の暮らし／広域商業圏と地域のまちづくりから考える商業のあり方（経済局商業観光課 平井 孝）
- 田園環境の保全に向けた土地利用の課題／市街化調整区域上土地利用戦略研究会の議論から（経済局農業振興センター農地課主査 柏井幸博・環境局緑政部緑政課副主査 鈴木直仁・まちづくり局都市計画課主査 岡田 実・総合企画局政策部 鈴木洋昌）
- 市民の暮らしから見た就業構造／市民就業者と市内就業者の流出入パターンから考える地域政策（総合企画局企画部統計情報課主査 小松崎紀仁）
- 人口動態から見た川崎市民（総合企画局企画部統計情報課 菅野珠礼）
- ◆「川崎都民」の生活から考えるまちづくり
- 川崎市民の居住／首都圏に位置する川崎の住宅事情と課題／川崎市の住宅事情2001から（まちづくり局住宅整備課主査 藤原 徹）
- 就学構造から見たかわさき都民像／富士見台小学校を事例として（政策情報かわさき編集部）
- 都市における女性の暮らし／育児・介護の視点から（麻生区役所保健福祉センター地域保健福祉課 蛭川睦）
- 終の棲家の居住選択と地域活動（麻生区役所区政推進課副主査 入口 茂）
- ◆川崎のまちを読み解く
- 「川崎都民」をめぐって（政策情報かわさき編集部）



9784862090003

ISBN4-86209-000-1

C3031 ¥600E



1923031006003

言叢社

定価=630円(本体 600円+税)

第 **18** 号

2005 March no.18

政策情報

Review of public policy, KAWASAKI CITY

かわさき

川崎市総合企画局政策部

政策情報かわさき 第18号

2005年 3月31日発行

【編集・発行】川崎市総合企画局政策部

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

TEL.044-200-2168 FAX.044-200-3800

【発売元】有限会社 言叢社

〒101-0065

東京都千代田区西神田2-4-1 東方学会本館

TEL.03-3262-4827 FAX.03-3288-3640